

令和 7 年 度

第 3 回 川口市産業労働行政審議会

資 料

(書面開催)

川口市産業労働行政審議会

次 第

1 議 題

川口市産業振興指針改定版Ⅱ素案について

議題 川口市産業振興指針改定版Ⅱ素案について

川口市産業振興指針 改定版Ⅱ

令和9年4月

川 口 市

目 次

第1章 指針の基本的事項	1
1 改定の背景と目的	1
2 目標年次	2
3 指針の政策的位置づけ	2
4 指針と実施計画	2
第2章 市内産業の現状と主な課題	3
1 市内産業の現状	3
2 これまでの産業振興の取り組みと推進体制	14
3 市内産業の課題	15
第3章 産業振興指針の目標	24
第4章 基本方針	26
第5章 重点プロジェクト	27
第6章 推進に向けて	31
1 各主体の役割と連携	31
2 進捗管理の方法	32
附属資料	33

第1章 指針の基本的事項

1 改定の背景と目的

(1) 背景

「川口市産業振興指針（以下「産業振興指針」という。）」は、「川口市中小企業振興条例（以下「中小企業振興条例」という。）」に基づき平成23年（2011年）4月に策定されました。その後、社会経済情勢の変化や「中核市¹」への移行を踏まえ、平成30年（2019年）4月に改定し、これまで様々な産業振興を図ってきましたが、令和8年（2026年）度に計画期間が満了となりました。一方、令和8年（2026年）4月に第6次川口市総合計画（以下「総合計画」という。）が施行されたことから、産業振興指針は、新たな総合計画とそれと一体的に策定された「第3期川口市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）」との整合を図りながら、見直しを実施しました。

今改定にあたっては、川口市産業労働行政審議会（以下、「審議会」という。）委員等の意見や令和7年（2025年）7月に実施した市内事業者実態把握調査（以下、「実態把握調査」という。）の結果を踏まえ、川口市の産業を取り巻く社会経済情勢、地域の現状や課題を明確にし、今後の産業振興の方向性を示しています。

(2) 目的

本市の産業は鋳物、機械関連産業を始めとしたものづくり産業及び植木を中心とする花き生産などの緑化産業に加え、土木、建築、更には、医療、介護、子育て、福祉関連産業など市民生活に密着した多種多様な企業が集積しています。

本市に住む人、働く人の暮らしを支える利便性と質の高いサービスの提供には、市内産業の振興が不可欠であり、中小企業振興条例第3条が定める基本理念を踏まえ、市内産業の現状を把握し、地域の中小企業・小規模企業、中小企業団体及び産業支援機関と密接に連携しながら、幅広い業種の産業振興に計画的に取り組むことを目的として、本指針を策定します。

¹ 中核市とは、人口20万以上の都市に対し、都道府県が行っている事務（福祉、保健衛生、環境など）の一部を移譲し、できる限り住民の身近なところで行政を行えるようにした都市制度である

2 目標年次

産業振興指針の目標年次は 2036 年度、計画期間は 2027 年度から 10 年間とします。

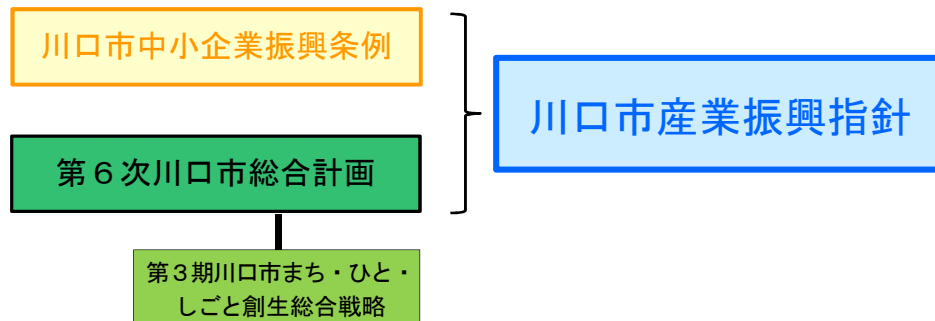
これに基づく「川口市産業振興指針実施計画（以下「指針実施計画」という。）」は、前期 5 年間、後期 5 年間とします。

年度	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)	2036 (R18)
総合計画	→										
総合戦略	→										
産業振興指針	1年延長	→									
指針実施計画	1年延長	→					→				

3 指針の政策的位置づけ

産業振興指針は、中小企業振興条例第 4 条に基づき策定され、総合計画、総合戦略の産業に係る事項との整合性を図り、具体的な産業振興施策の実施を確保します。

また、総合計画における各分野との関係においても、産業振興という観点から事業を推進していきます。



4 指針と実施計画

指針実施計画は、産業振興指針で示した基本方針と重点プロジェクトに基づき、具体的な産業振興施策と目標等を明らかにしたもので、目標年次に示したとおり、前期と後期に分かれます。

産業振興指針の目標を着実に達成するため、指針実施計画は、施策や事業を成果の観点から毎年、評価・検証し、継続的に見直し、改善を図るものとします。

第2章 市内産業の現状と主な課題

1 市内産業の現状

ここでは、統計データの推移や類似他都市との比較等により、本市産業の現状や特徴を明らかにします。

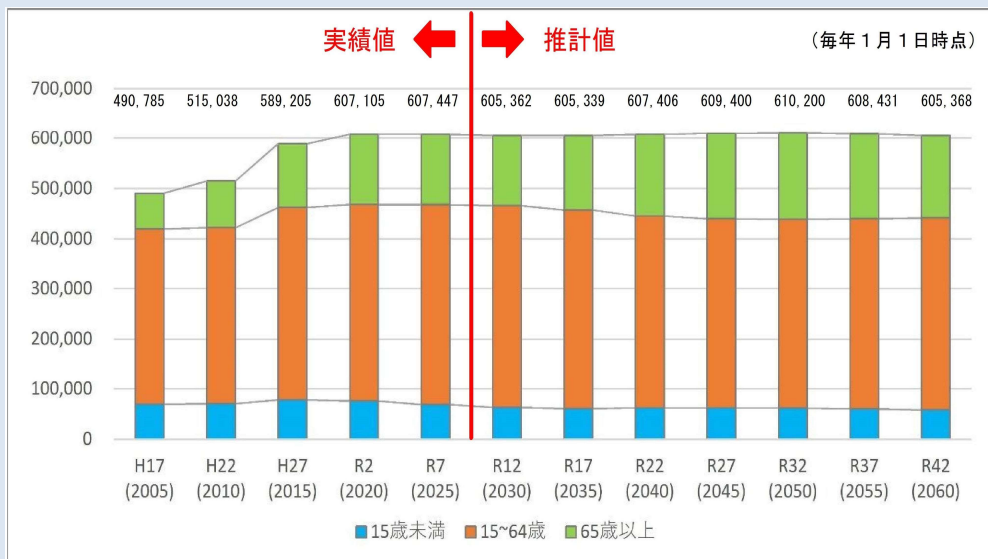
(1) 人口・労働力

生活に関連する産業の高い潜在力

令和7年（2025年）1月1日現在、本市の人口は、607,447人であり、平成27年（2015年）の589,205人から継続して増加しています。全国的には人口減少社会が問題になってきている中で、本市の将来推計では、年少人口の減少及び老年人口の増加が見込まれており、2050年まで人口は増加し、その後も60万人を維持していくと推計されています。

人口が増加傾向にある中、「令和7年度総合計画のための市民意識調査」をみると、「今後さらに力を入れて（充実させて）ほしいもの」として、防災・防犯、保健・医療へのニーズが高くなっており、これら市民生活に関連する産業に高い潜在力があることがうかがえます。

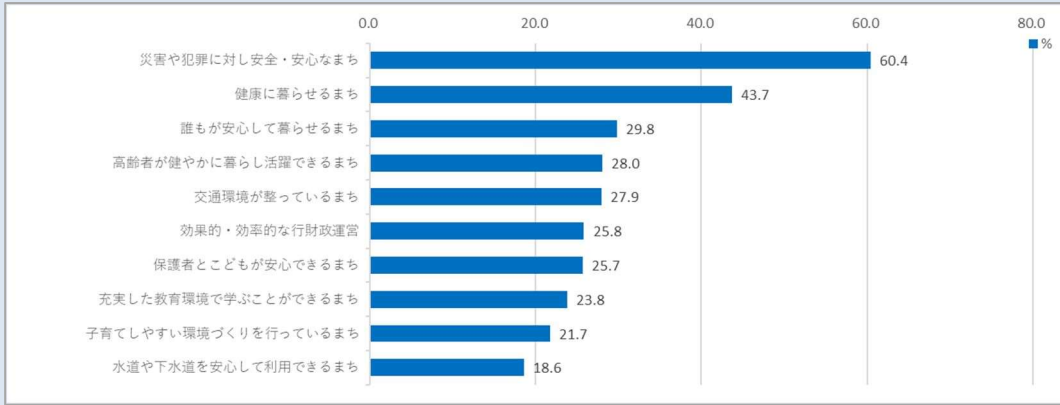
川口市の人口推計



人口	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060
	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年	令和37年	令和42年
総数	589,205	607,105	607,447	605,362	605,339	607,406	609,400	610,200	608,431	605,368
年少人口（15歳未満）	77,949	76,185	68,812	63,475	60,426	62,287	62,489	61,733	60,101	58,240
生産年齢人口（15~64歳）	384,678	392,314	399,454	402,564	397,451	383,360	377,856	377,370	380,277	383,880
老年人口（65歳以上）	126,578	138,606	139,181	139,323	147,463	161,758	169,056	171,097	168,053	163,247
後期高齢人口（75歳以上）	53,445	69,877	81,197	80,684	75,155	75,443	84,269	97,522	100,934	97,414

資料：第6次川口市総合計画における人口推計結果等をもとに作成

今後さらに力を入れて（充実させて）ほしいもの



出典：川口市「令和7年度総合計画のための市民意識調査結果報告書」令和7年12月

市内の労働力

前頁の川口市の人口推移では、15歳以上64歳以下の生産年齢人口は2030年まで増加すると予測されており、その後、わずかながら減少に転じるものの、引き続き市内に大きな労働力が存在しています。

しかしながら、本市を取り巻く環境をみると、令和6年（2024年）10月現在の最低賃金は、埼玉県が1,078円で、東京都の1,163円と85円の格差があり、本市は東京都内への通勤の利便性が高いことから労働力が流出しやすくなっています。

常住地による従業及び従業地による15歳以上就業者数（流入・流出）（川口市）

	2000年 平成12年	2005年 平成17年	2010年 平成22年	2015年 平成27年	2020年 令和2年
市内に常住する就業者	243,317	245,685	251,681※1	285,638※1	280,997※1
市内で従業	121,689	118,906	102,450	115,464	118,274
他市区町村で従業 (流出人口)	121,628	126,779	142,965※1	149,116※1	149,217※1
市内で従業する者	186,666	185,653	183,783※1	197,414※1	191,136※1
市内に常住	121,689	118,906	102,450	115,464	118,274
他市区町村に常住 (流入人口)	64,977	66,747	61,232	57,558	59,356
流入人口－流出人口	-56,651	-60,032	-81,733	-91,558	-89,861
埼玉県内への流出※2	37,534	38,568	40,246	42,056	42,186
埼玉県内からの流入※2	48,018	49,320	46,585	42,079	43,049
東京都への流出※2	79,300	82,906	83,260	96,367	100,106
東京都からの流入※2	12,744	12,949	10,846	11,197	12,142

注：※1は従業地不詳を含む。

注：※2の流出人口は川口市内に常住する就業者のうち、埼玉県内他市町村及び東京都で従業している人口、流入人口は川口市内で従業する就業者のうち、埼玉県内他市町村及び東京都に常住している人口を指す。

出典：川口市統計書を加工して作成

増加する市内在住外国人

本市に居住する外国人数は急増し、平成 27 年（2015 年）の 25,263 人から、令和 7 年（2025 年）には 48,161 人に増加しました。これは市内人口の約 7.9%を占めており、今後とも増加することが見込まれます。

川口市の外国人住民数の推移

(各年 1 月 1 日時点)

外国人人口	2015	2020	2025
	平成27年	令和2年	令和7年
総数	25,263	38,764	48,161
年少人口（15歳未満）	3,216	5,361	6,539
生産年齢人口（15～64歳）	21,392	32,407	40,060
老年人口（65歳以上）	655	996	1,562
後期高齢人口（75歳以上）	200	282	403

資料：かわぐちの人口

（2）交通ネットワーク

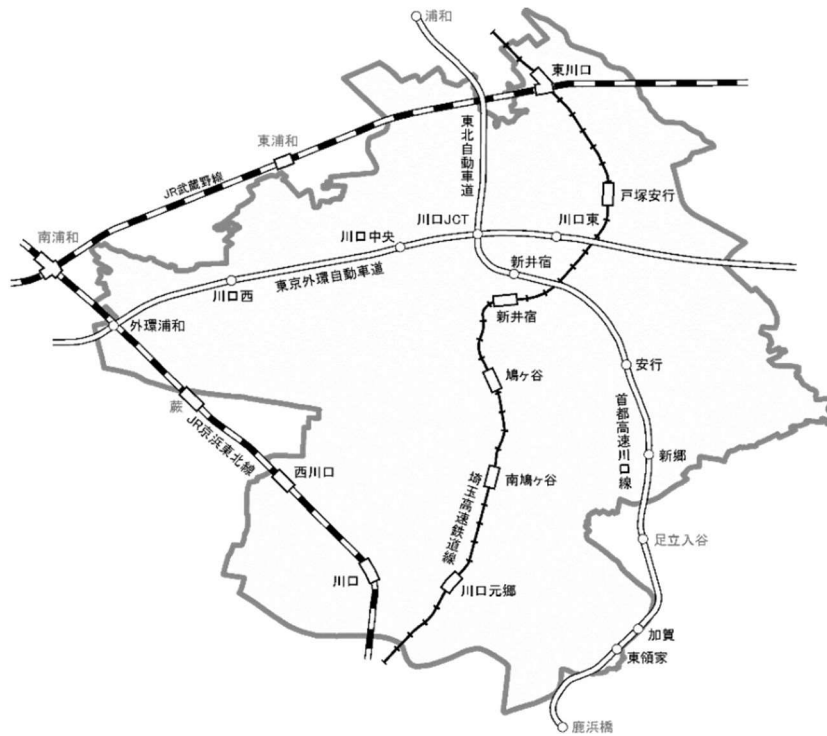
利便性の高い交通環境

本市は、東北自動車道や首都高速川口線が南北を縦断、東京外環自動車道が東西を横断しており、国道 122 号や県道 35 号川口上尾線等の幹線道路も各方面へ繋がるなど、どの方面への移動も利便性が高い交通環境となっています。更に、鉄道は、JR 京浜東北線、JR 武蔵野線、埼玉高速鉄道線が通っており、市民の通勤通学に欠かせない交通手段となっているほか、市内で働く人や来街者にとっても移動しやすい環境となっています。

乗降客数の多い駅周辺のポテンシャル

JR 線 2 路線の鉄道駅は市内に 3 駅、埼玉高速鉄道線には 6 駅があり、新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化などの要因から、一時的に乗車人員が減少しましたが、その後は回復傾向にあります。新型コロナウイルス感染症の流行以前よりも増加傾向となる駅もあるなど、今後は駅利用者の増加が見込まれ、それに伴い、歩行者通行量の増加も見込めることから、駅周辺の商業集積地にとっては事業機会の拡大が期待されます。

川口市における鉄道・道路ネットワーク

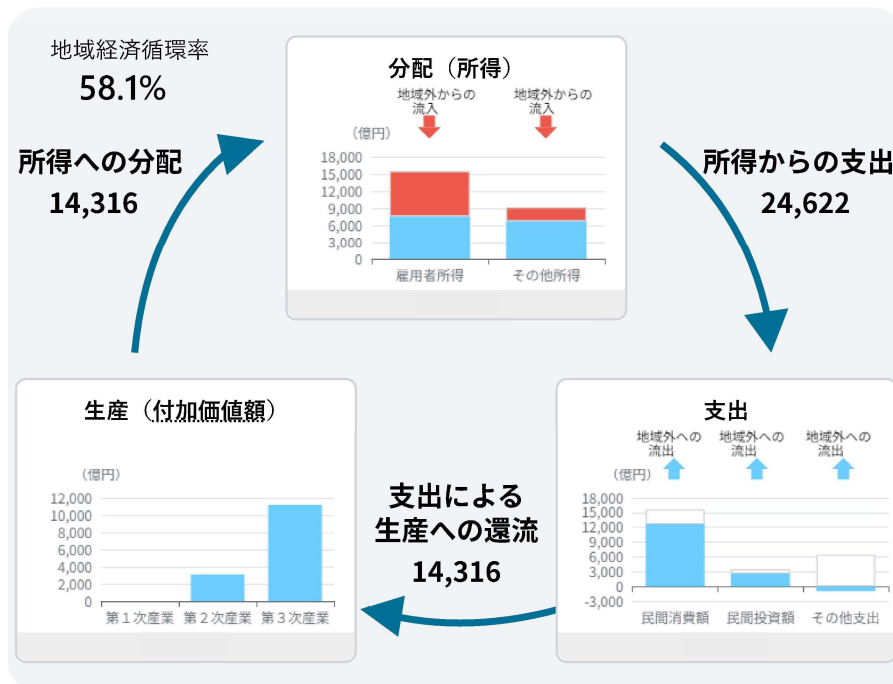


(3) 市内経済循環の現況

本市の平成 30 年（2018 年）における地域経済循環率は、58.1%で、埼玉県（75.3%）やさいたま市（81.8%）、越谷市（62.3%）と比較すると低く、支出の地域外流出が大きくなっています。

地域経済循環分析

2018年
指定地域:埼玉県川口市



出典：内閣府「RESAS(地域経済分析システム)-地域経済循環分析」を加工して作成

(4) 市内企業の特性

市内の産業構造

業種別事業所数・従業者数（民営）をみると、市内の産業構造は、「卸売業、小売業」「製造業」が事業所数、従業者数ともに多く、平成 28 年（2016 年）から令和 3 年（2021 年）の 5 年間で減少がみられるものの、依然として本市における中心的な産業となっています。

また、「農業、林業」の事業所が 34 事業所から 48 事業所へ、「情報通信業」の事業所が 127 事業所から 164 事業所へ増加がみられます。従業者数では、「農業、林業」が 214 人から 337 人へ、「情報通信業」が 1,163 人から 1,659 人へと増加しています。

なお、平成 28 年（2016 年）から令和 3 年（2021 年）の事業所数及び従業者数の業種別（民営）構成比をみると、「不動産業、物品賃貸業」「情報通信業」「学術研究、専門・技術サービス業」「医療、福祉」「複合サービス事業」「サービス業（他に分類されないもの）^{注2}」等のサービス業や、「農業、林業」「建設業」「運輸業、郵便業」が事業所数及び従業者数ともに、その比率が上がっています。



² 職業紹介・労働者派遣業や廃棄物処理業、自動車整備業等、他の産業分類に分類されないサービス業を指す

業種別事業所数（民営）（川口市）

	平成28年	令和3年	増減数	増減率
農業，林業	34	48	14	41.2%
建設業	2,306	2,328	22	1.0%
製造業	3,837	3,299	-538	-14.0%
電気・ガス・熱供給・水道業	7	6	-1	-14.3%
情報通信業	127	164	37	29.1%
運輸業，郵便業	579	593	14	2.4%
卸売業，小売業	4,445	3,861	-584	-13.1%
金融業，保険業	220	209	-11	-5.0%
不動産業，物品賃貸業	1,600	1,694	94	5.9%
学術研究，専門・技術サービス業	581	669	88	15.1%
宿泊業，飲食サービス業	2,242	1,577	-665	-29.7%
生活関連サービス業，娯楽業	1,692	1,443	-249	-14.7%
教育，学習支援業	601	539	-62	-10.3%
医療，福祉	1,593	1,629	36	2.3%
複合サービス事業	48	57	9	18.8%
サービス業（他に分類されないもの）	941	943	2	0.2%
合計	20,853	19,059	-1,794	-8.6%

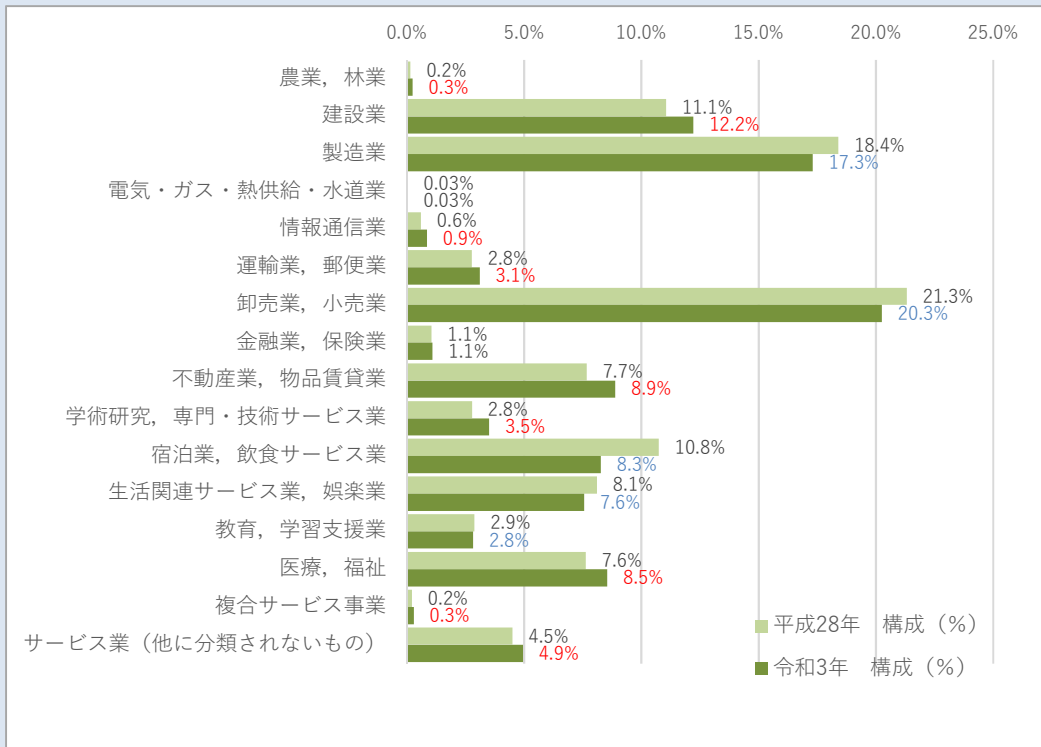
出典：総務省統計局「平成28年・令和3年経済センサス－活動調査結果」

業種別従業者数（民営）（川口市）

	平成28年	令和3年	増減数	増減率
農業，林業	214	337	123	57.5%
建設業	15,503	15,885	382	2.5%
製造業	32,656	30,775	-1,881	-5.8%
電気・ガス・熱供給・水道業	222	141	-81	-36.5%
情報通信業	1,163	1,659	496	42.6%
運輸業，郵便業	13,900	14,101	201	1.4%
卸売業，小売業	39,461	37,173	-2,288	-5.8%
金融業，保険業	3,372	3,032	-340	-10.1%
不動産業，物品賃貸業	5,732	7,007	1,275	22.2%
学術研究，専門・技術サービス業	3,235	3,547	312	9.6%
宿泊業，飲食サービス業	17,024	14,808	-2,216	-13.0%
生活関連サービス業，娯楽業	8,031	6,816	-1,215	-15.1%
教育，学習支援業	4,217	4,212	-5	-0.1%
医療，福祉	23,457	26,474	3,017	12.9%
複合サービス事業	982	984	2	0.2%
サービス業（他に分類されないもの）	10,526	12,354	1,828	17.4%
合計	179,695	179,305	-390	-0.2%

出典：総務省統計局「平成28年・令和3年経済センサス－活動調査結果」

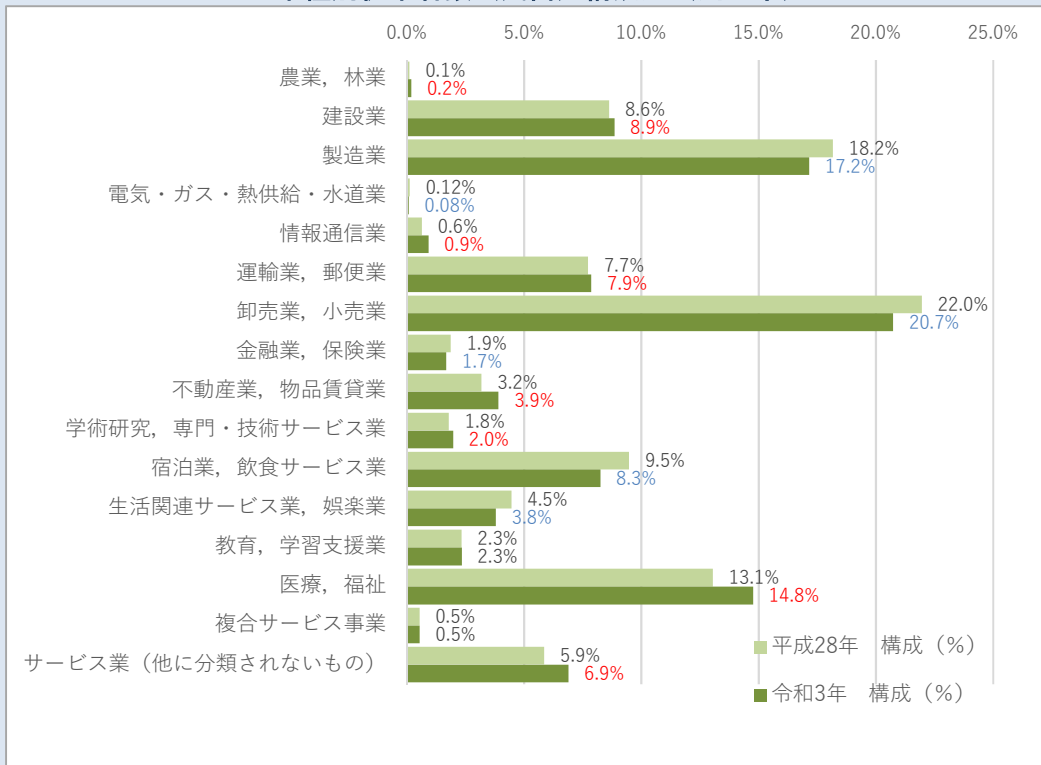
業種別事業所数（民営）構成比（川口市）



※令和3年の構成比率が平成28年より高い業種は赤字、低い業種は青字で比率を記載しています。

出典：総務省統計局「平成28年・令和3年経済センサス活動調査結果」

業種別従業者数（民営）構成比（川口市）

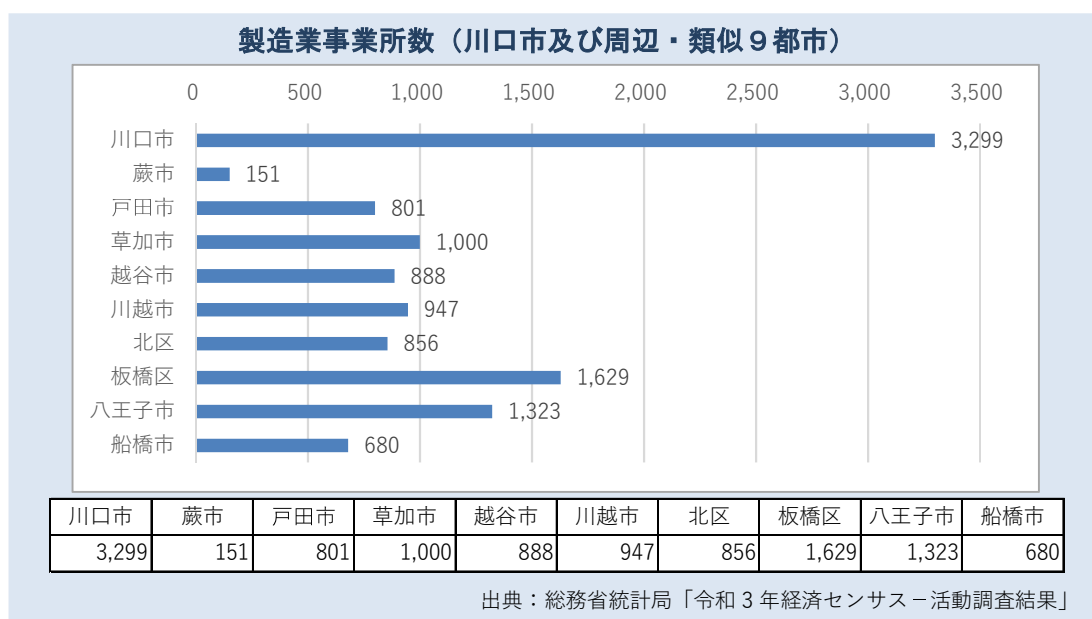
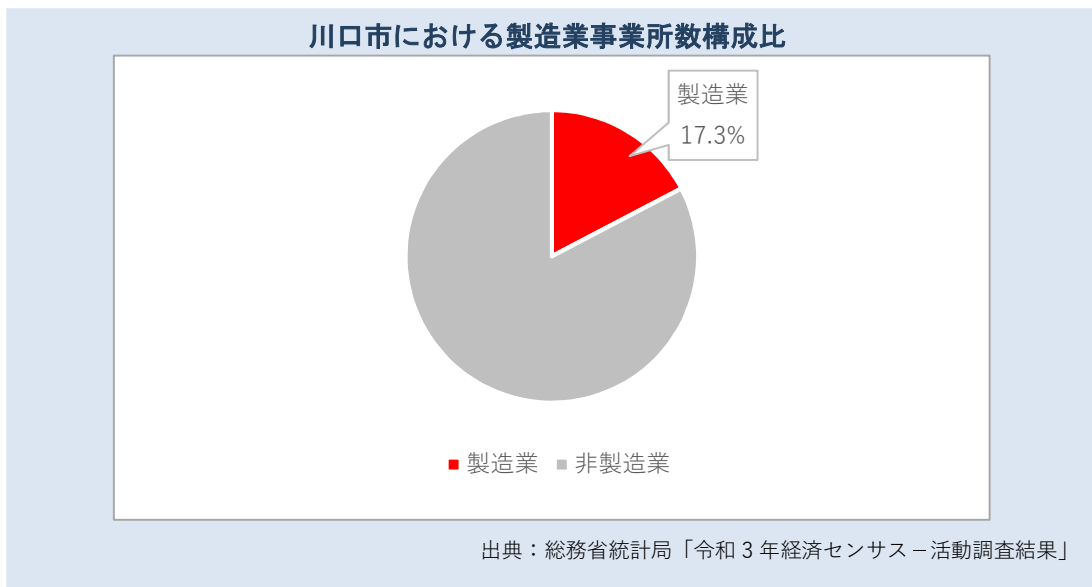


※令和3年の構成比率が平成28年より高い業種は赤字、低い業種は青字で比率を記載しています。

出典：総務省統計局「平成28年・令和3年経済センサス活動調査結果」

現在も強いものづくりのまちとしての特性

本市の鋳物・機械などをはじめとした製造業の事業所数は 3,299 事業所で、業種別事業所数（民営）構成比をみると 17.3%を占めています。周辺・類似 9 都市と比較しても製造業が多くなっています。



操業環境の変化

本市における土地利用の推移をみると、工業用地から住宅用地への土地利用転換が進行しており、令和〇年（〇〇年）の土地利用現況^{注 3}をみると、住宅用地は約〇%を占めている一方、工業用地は約〇%となっています。

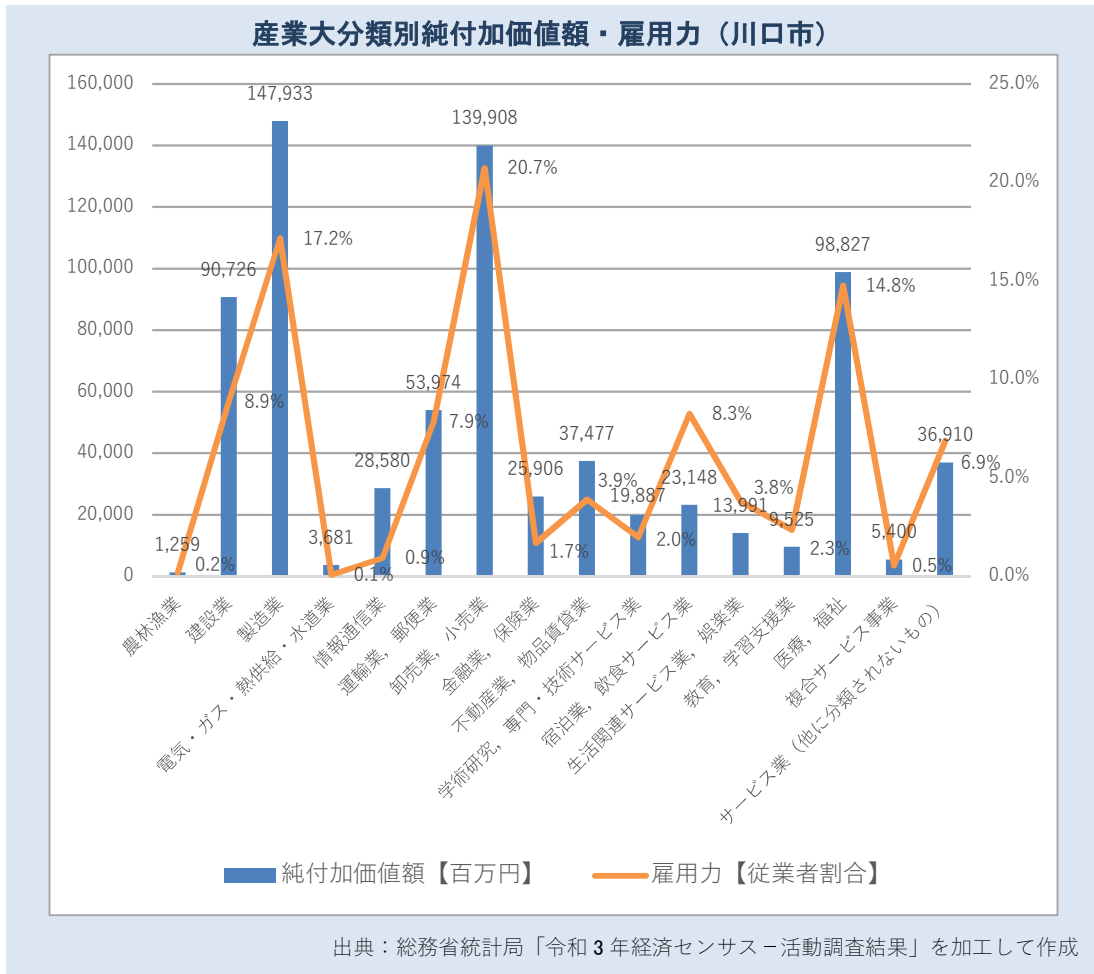
※都市計画部と調整中のため、一部空欄となっております。

³ 出典：川口市都市計画基本方針

産業別純付加価値額と雇用力

産業大分類別の純付加価値額^{注4}は、「製造業」(1,479億円)が最も高く、製造業は本市の基幹産業の一つとなっています。次いで、「卸売業、小売業」(1,399億円)、「医療、福祉」(988億円)、「建設業」(907億円)となっています。

次に、「雇用力(従業者割合)」をみると、「卸売業、小売業」(20.7%)が最も高く、次いで、「製造業」(17.2%)、「医療、福祉」(14.8%)、「建設業」(8.9%)が続いており、卸売業や小売業、製造業等で雇用吸収力が高くなっています。



市域をカバーする生活サービス施設

市内には、商業施設(スーパー)、医療施設、高齢者福祉施設等の生活サービス施設が数多く立地しており、市内における日常生活サービス圏^{注5}の人口カバー率は約〇%を占め、全国平均(約〇%)及び三大都市圏平均(約〇%)を上回っています。

※都市計画部と調整中のため、一部空欄となっております。

⁴ 純付加価値額=売上(収入)金額-費用総額+給与総額+租税公課で算出される、企業等の生産活動によって新たに生み出された価値

⁵ 医療施設・商業施設から800m、福祉施設から1km、基幹的公共交通利用圏の全てが重複するエリア

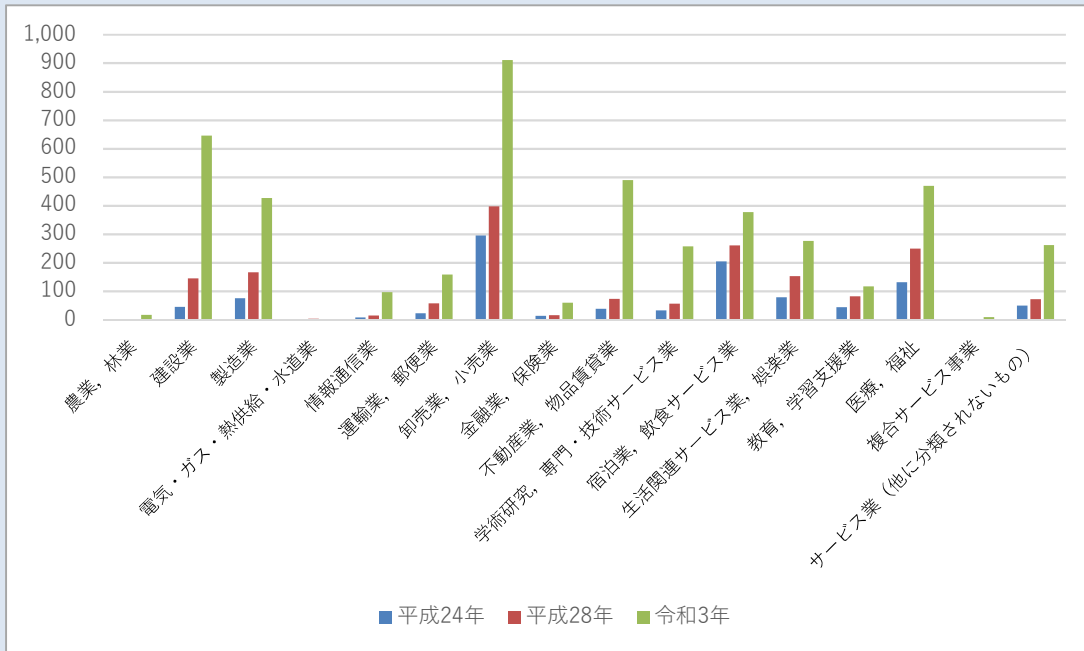
新たな事業家に選ばれる都市

「令和3年経済センサスー活動調査結果」では、本市の新設事業所数は4,580件で、県内63市町村中、さいたま市に次いで第2位となっています。

また、令和3年（2021年）の本市の新設事業所数は、平成24年（2012年）の約4.4倍、平成28年（2016年）の約2.6倍となっています。産業大分類別にみると、「卸売業、小売業」が911件で最も多く、次いで「建設業」が646件、「不動産業、物品賃貸業」が490件と続いています。

一方で令和3年（2021年）の本市の廃業事業所数は6,505件となっており、総事業所数は減少しています。

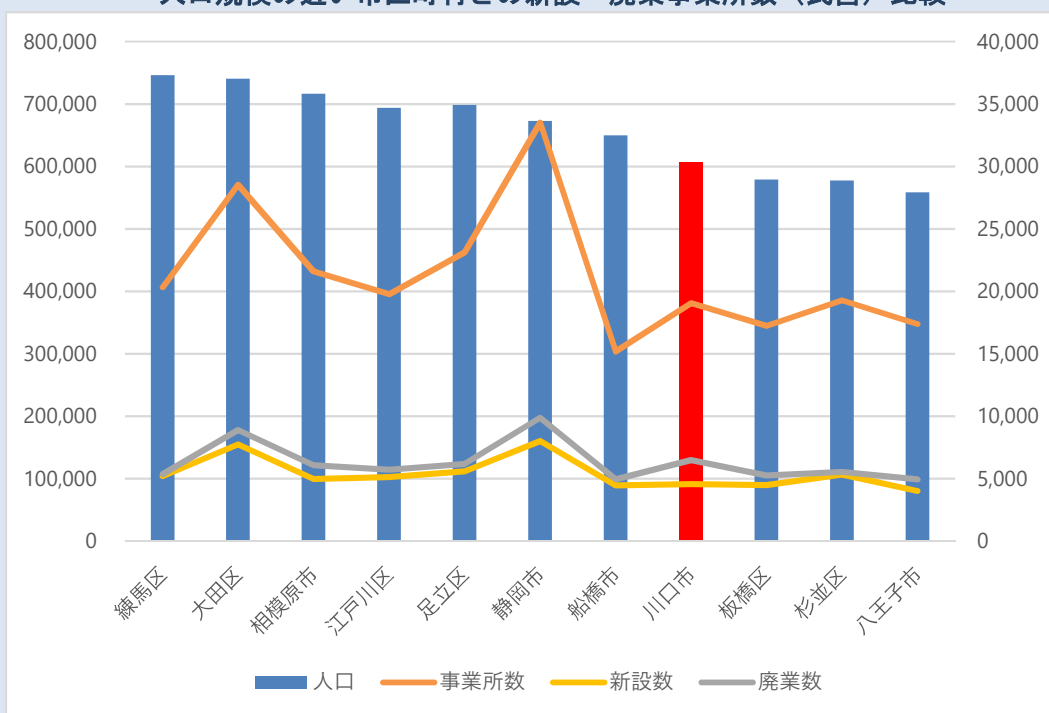
産業大分類別新設事業所数(民営)の推移(川口市)



	平成24年	平成28年	令和3年
農業、林業	1	1	17
建設業	45	145	646
製造業	76	166	427
電気・ガス・熱供給・水道業	-	4	3
情報通信業	8	15	97
運輸業、郵便業	23	58	159
卸売業、小売業	296	398	911
金融業、保険業	14	16	60
不動産業、物品賃貸業	39	73	490
学術研究、専門・技術サービス業	33	57	257
宿泊業、飲食サービス業	205	261	377
生活関連サービス業、娯楽業	79	153	277
教育、学習支援業	44	82	117
医療、福祉	132	250	470
複合サービス事業	1	-	10
サービス業(他に分類されないもの)	50	72	262
合計	1,046	1,751	4,580
総事業所数	21,946	20,853	19,059

総務省統計局「平成24年・平成28年・令和3年経済センサスー活動調査結果」

人口規模の近い市区町村との新設・廃業事業所数（民営）比較



	練馬区	大田区	相模原市	江戸川区	足立区	静岡市	船橋市	川口市	板橋区	杉並区	八王子市
人口	745,927	740,519	716,494	693,570	698,276	672,775	649,393	607,447	578,914	577,147	559,083
事業所数	20,343	28,532	21,586	19,778	23,123	33,514	15,194	19,059	17,238	19,274	17,390
新設数	5,215	7,741	4,993	5,132	5,594	8,022	4,459	4,580	4,506	5,339	4,029
廃業数	5,364	8,909	6,082	5,714	6,197	9,880	4,968	6,505	5,263	5,540	4,950

出典：【事業所数・新設数】総務省統計局「令和3年経済センサス-活動調査結果」

【人口】各市区町村ホームページ統計情報（令和7年1月1日時点）

2 これまでの産業振興の取り組みと推進体制

本市では、中小企業振興条例の理念のもとに策定した産業振興指針の具現化に向けて、市、中小企業、中小企業団体及び市民が相互に連携、協力して市内産業の振興に取り組んできました。特に、産業支援機関・団体とは、それぞれの特性を活かしながら相互に連携することで総合的な支援体制を構築し、市内の中小企業の事業支援や市内で働く人々の就業環境の向上等を図ってきました。

(1) 市内中小企業の事業活動支援機関・団体

川口商工会議所

川口商工会議所は、9,000 を超える会員に支えられた地域の総合経済団体です。昭和 11 年 11 月の発足以来、商工業の総合的な改善発達と社会一般の福祉の増進を目的に、政策提言、中小企業の活力強化、地域経済の活性化の 3 つのミッションを柱として活動しています。

埼玉県南部地域振興センター

埼玉県南部地域の振興や活性化を目的とした行政施設です。地域課題への対応や各種行政サービスに関する情報提供、地域イベントの支援を通じて、地域に根差した活動を展開しています。

(2) 人材・労働支援機関・団体

公益社団法人川口市シルバー人材センター

高齢者に、そのライフスタイルに合わせた「臨時的・短期的・軽易」な仕事を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとする様々な社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の活性化に貢献しています。

公益財団法人川口市勤労福祉サービスセンター

市内中小企業勤労者の生活向上と中小企業振興を目的として、市内中小企業勤労者を対象に、特定退職金共済事業等の福祉共済事業や、市内の観光及び物産振興に寄与する事業を行っています。

川口公共職業安定所（ハローワーク川口）

厚生労働省が運営する総合的雇用サービス機関です。雇用保険の手続きや求職者に対する職業紹介・相談などを実施します。企業向けには求人掲載や採用支援を提供するなど、地域の労働市場の活性化を目指しています。

(3) 都市農業・緑化産業支援機関・団体

川口市立グリーンセンター

「都市農業の振興」、「緑地の保全」、「市民のレクリエーションの場の提供」、「学術研究及び青少年の自然科学知識と教養の向上」を目的として、大温室や展示即売所等の他、プールやミニ鉄道等が整備されており、家族そろって楽しめる施設として多くの来場者があります。

公益財団法人川口緑化センター

植木を中心とした花き等の特産農業の振興を図り、緑化産業にかかる各種情報の収集及び提供を行う拠点施設として、花と緑に関する各種展示会やイベント、講習会・教室の開催等植物と人のふれあいの場を提供するなど、緑化産業の振興を図っています。

3 市内産業の課題

前章の現状や審議会委員の意見、実態把握調査、市内企業訪問ヒアリング調査の結果等から本市産業に係る主な課題を整理します。

課題1 市内企業の経営基盤の強化と生産性の向上

(1) 市内企業の経営基盤の強化

本市の地域経済循環は域外に流出している支出が多く、地域経済の活性化を図っていくためには、市内での生産・投資、消費を増やし、企業や雇用者が稼いだ所得を市内に循環させていくことが必要です。地域循環を高めていくためには、市内産業間での取引の活性化や、雇用力が高い小売、製造、医療、福祉関連産業等を中心に市内における新たな需要の創出を図ることが必要です。また、経済情勢が大きく変化する中、中小企業・小規模企業の経営基盤の強化、設備投資などによる生産性の向上のための経済的支援をはじめ、将来に向けて、本市の次代を担う産業を育成することも重要です。

更に、感染症や自然災害等の脅威に対する事業者の事業継続力を高めるための BCP (Business Continuity Plan) 策定等に対する支援や、持続可能な世界を実現するための国際目標を企業が成長戦略の一つとして取り入れる SDGs (Sustainable Development Goals)^{注6} 経営の普及についても取り組みを強化することが必要です。

(2) 企業による稼ぐ力の創出

実態把握調査から経営課題をみると、「価格高騰等への対応」(48.5%)に次いで、「既存事業の販路・市場拡大、営業力の強化」(34.3%)、が上位に挙がっています。価格高騰等への対応には、外部環境の激しい変化に対して柔軟かつ適切に対応していくとともに、産業活動や各種製品の使用などが環境にもたらす影響を最小限にするため、省エネや再利用資材の導入などによるコスト削減と適切な価格転嫁が必要です。

また、市内事業者の DX(デジタルトランスフォーメーション)の取組状況については、36.9%の事業者が「取り組む予定はない」と回答している一方、取り組んだ事業者のうち64.7%の事業者が成果を実感しており、その主な成果は、生産性の向上、システムの利便性向上、コストの減少などが挙がっており、DXによる稼ぐ力の創出がみてとれます。

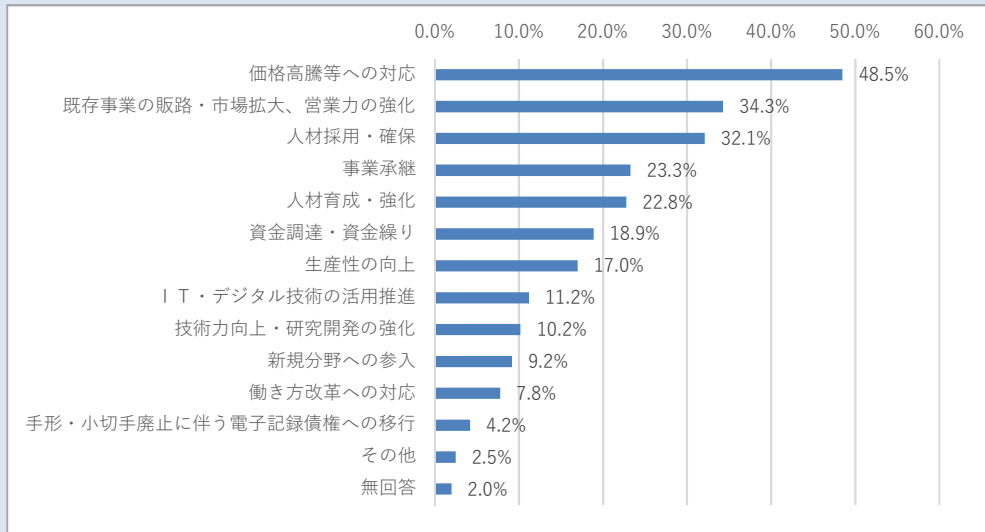
しかし、従業者数が少ない製造業の事業者ではDXに取り組んでいる割合が低く、企業規模によりDXへの取組状況に差が生じています。

原材料費や燃料費などの物価高騰への対応や物価高を上回る賃上げの実現のためには、生産性向上のための設備投資、DXや付加価値を高める事業展開が益々重要になっています。

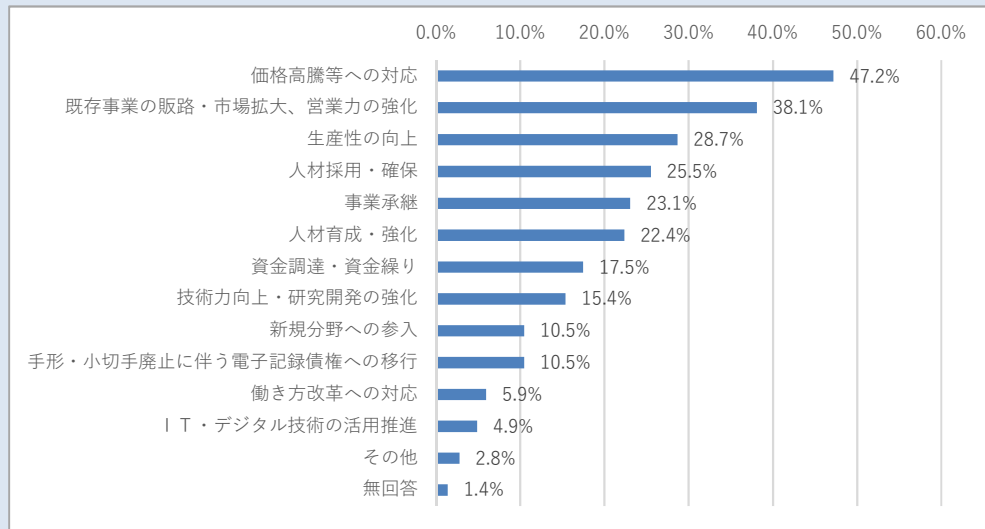
このように、中小企業・小規模企業を取り巻く厳しい事業環境において、事業者が自ら新たな強みを形成していく活動に対する支援を強化する必要があります。

⁶ 2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」
持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成される

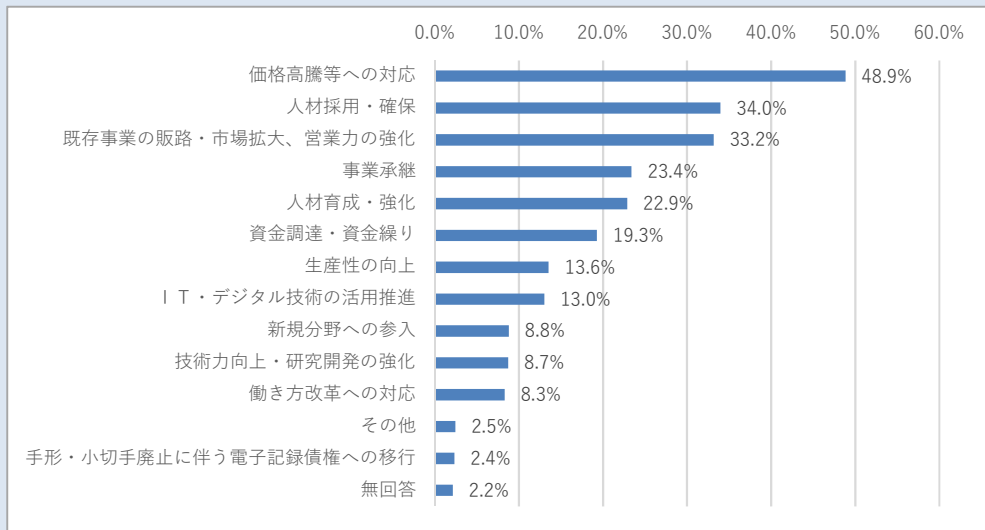
経営課題 (全業種)



(製造業)



(非製造業)

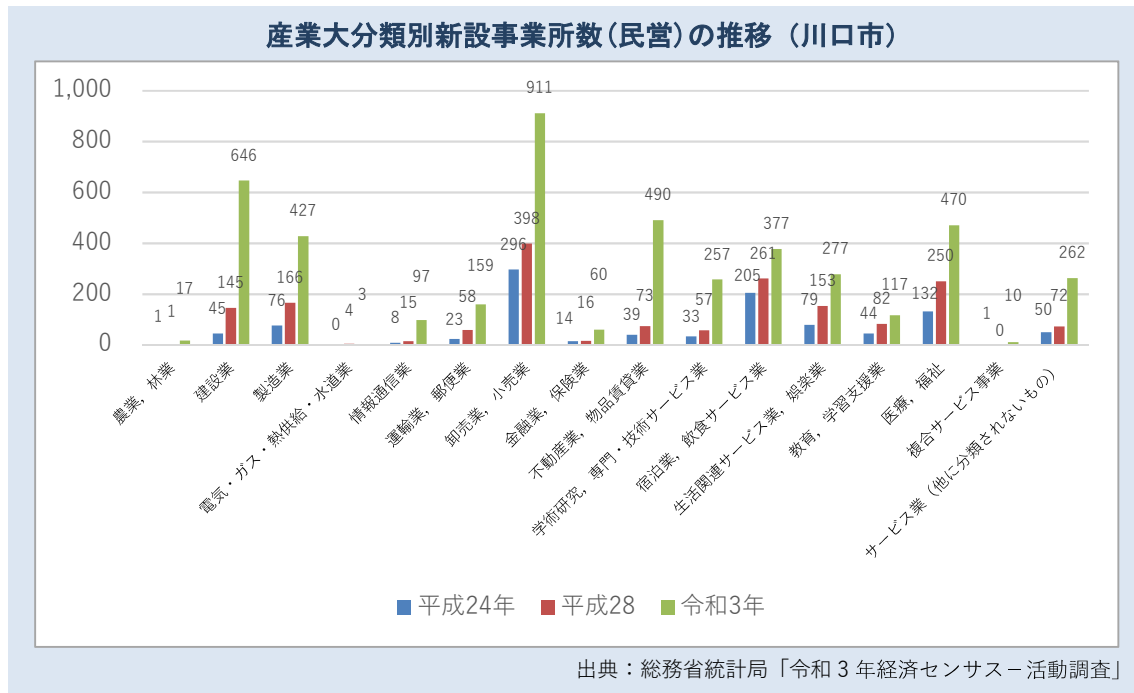


出典：川口市「令和7年度市内事業者実態把握調査」

(3) 創業、第2創業^{注7}支援

本市の創業数は埼玉県内の市町村中、第2位の数字であり、経済センサスの産業大分類別新設事業所数を見ると、平成28年(2016年)と比べ令和3年(2021年)は、「卸売業・小売業」が最も多く、次いで「医療・福祉」、「宿泊業、飲食サービス業」、「建設業」など、生活に関連する業種の新設数が多くなっています。

創業を志す事業者が、本市で創業し、事業発展していくために、必要な資金の融資に加え、産業支援機関等と連携し、創業しやすい環境づくりに取り組む必要があります。



(4) 販路拡大機会の充実

実態把握調査では、経営課題として、「既存事業の販路・市場拡大、営業力の強化」が、製造業では2番目に多く、非製造業では3番目に多くなっており、業種を問わず販路拡大が重要な経営課題となっています。

今後は、新たな販路開拓、情報収集の場づくりなど、市内外の市場や販路の開拓に繋がる多様な機会を充実させるとともに市産品や市内産業の魅力の発信が必要です。

(5) 企業誘致・企業用地の供給促進・事業拡大及び新事業進出支援

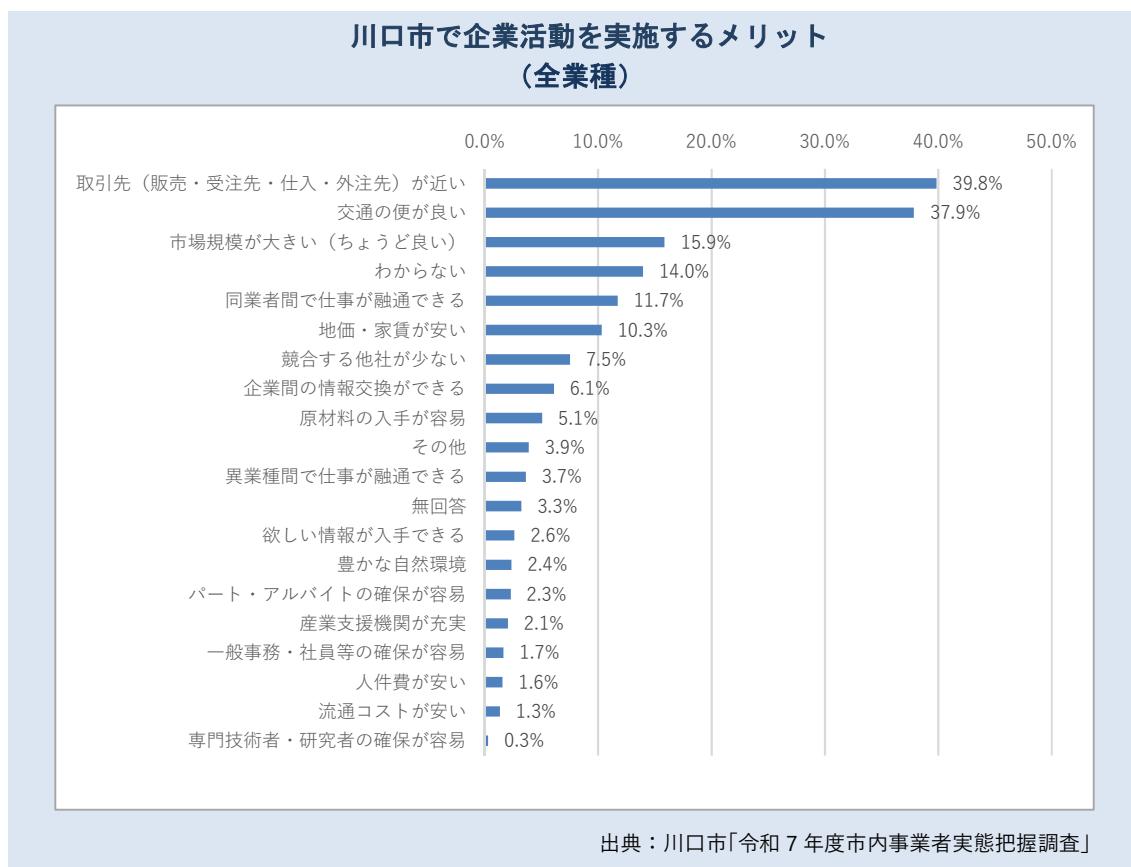
実態把握調査では、川口市で企業活動を実施するメリットとして、「取引先(販売・受注先・仕入れ・外注先)が近い」(39.8%)、「交通の便が良い」(37.9%)、「市場規模が大きい(ちょうど良い)」(15.9%)が上位に挙がっています。

一方、本市の土地利用状況をみると、工場が撤退した跡地では住宅地化が進み、工業用地から住宅用地への土地利用転換が進んでいます。このため、事業拡大意向を持つ製造業者は、用地確保が困難になっています。

⁷ 既に事業を営んでいる企業の後継者等が業態転換や新規事業に進出すること

産業の空洞化防止を図るため、東京都と隣接し交通の利便性が高い本市の立地特性や利点を活かし、市内企業の事業拡大、また、市外から市内へ、経済波及効果の高い企業の誘致を図り、地域経済の好循環を更に高める必要があります。

また、新事業への進出を目指す事業者に対する情報提供等の支援を推進することが必要です。



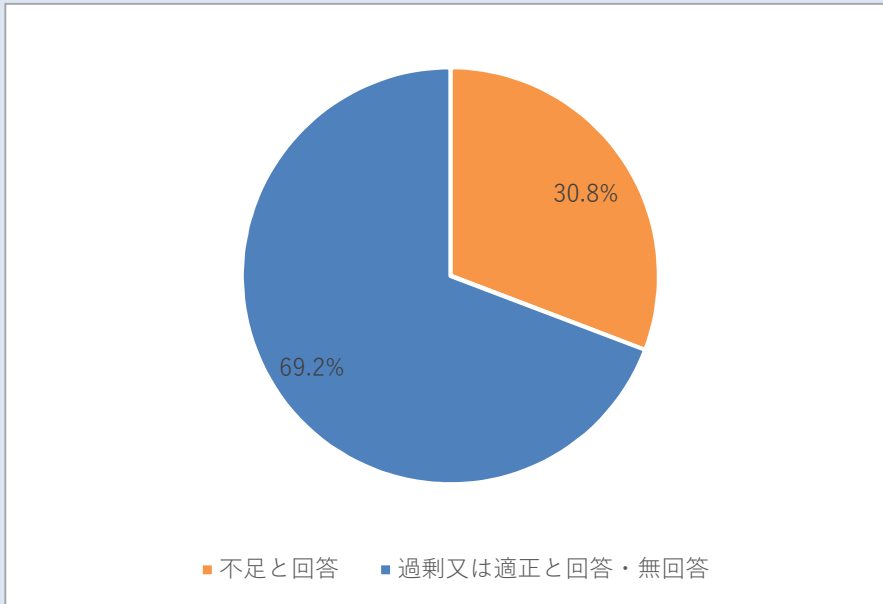
課題2 人材不足の解消・人材育成・就労環境の充実

(1) 人材の確保

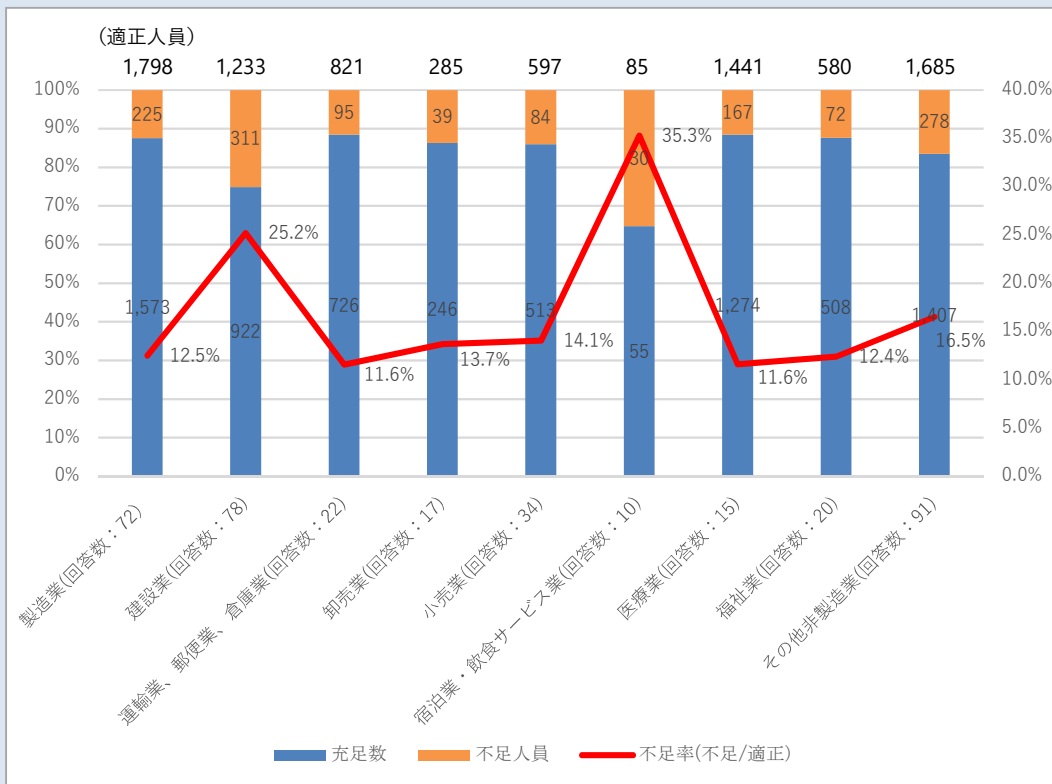
実態把握調査から、雇用人員において、「不足」と感じる事業者は30.8%となっており、業種別の人員不足率もすべての業種で10%を超えるなど、多くの事業者において人員不足を感じています。また、経営課題をみると「人材採用・確保」が製造業では25.5%と4番目に、非製造業では34.0%と2番目に多く、業種を問わず人材不足は重要な経営課題となっています。人材不足が、売り上げ機会の逸失、残業代・外注費のコストの増加、納期の長期化など、生産性の低下や業務の停滞を招くことのないよう、DXの推進や業務の効率化を図るとともに、女性、高齢就業者が増加傾向にあることを踏まえ、幅広い世代を対象とした人材確保に向けて様々な対策を講じる必要があります。

人材の確保に向けては、ハローワークや商工会議所と連携し、就職希望者と市内企業のマッチングや若年者の就職支援など、安定した雇用促進を図ることが求められています。

雇用人員の不足（川口市） （全業種）

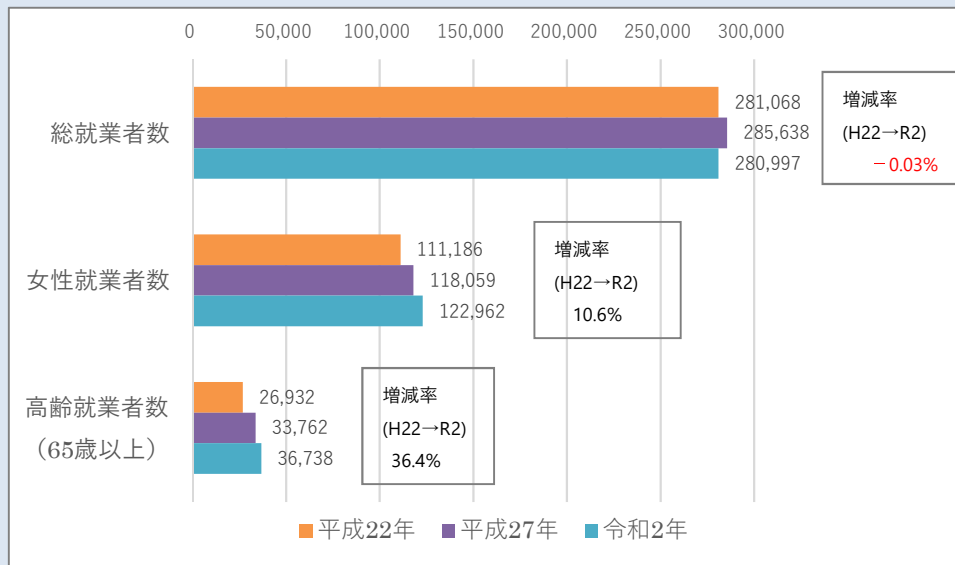


業種別不足人員数・不足率（川口市） （全業種）



出典：川口市「令和7年度市内事業者実態把握調査」

総就業者数・女性就業者数・高齢就業者数推移（川口市） （全業種）



出典：総務省統計局「平成22年・平成27年・令和2年国勢調査」

外国人就業者数推移（川口市） （全業種）

	平成27年	令和2年	増減率(H27→R2)
外国人就業者数	8,954	11,846	32.3%

出典：総務省統計局「平成27年・令和2年国勢調査」

（2）人材育成、技術・技能の継承

実態把握調査の経営課題をみると、「事業承継」（23.3%）、「人材育成・強化」（22.8%）が上位に挙がっており、次世代への技術・技能の伝承の課題とあわせて、業務効率化による人材不足解消のため、DX化を推進する人材育成に向けた支援等を強化する必要があります。

（3）就労環境の改善

人材の確保が慢性的な課題となっている状況において、働きやすい就労環境の整備は人材の定着率を上げていくための有効な方策となっており、人材の確保・働く環境の向上は、事業者にとっても喫緊の課題です。

実態把握調査によれば、「人材採用・確保」を経営課題と挙げている事業者のうち、26.4%が働きやすい環境整備の必要性を感じており、就労環境改善のための支援策の充実が求められています。

また、外国人労働者が全国的に増加する中、外国人の雇用管理や労働条件等を課題に感じる事業者もあり、外国人労働者を雇用する事業主への相談支援の必要性も高まっています。

課題3 都市農業・緑化産業の持続的発展

(1) 都市農業・緑化産業への持続的支援

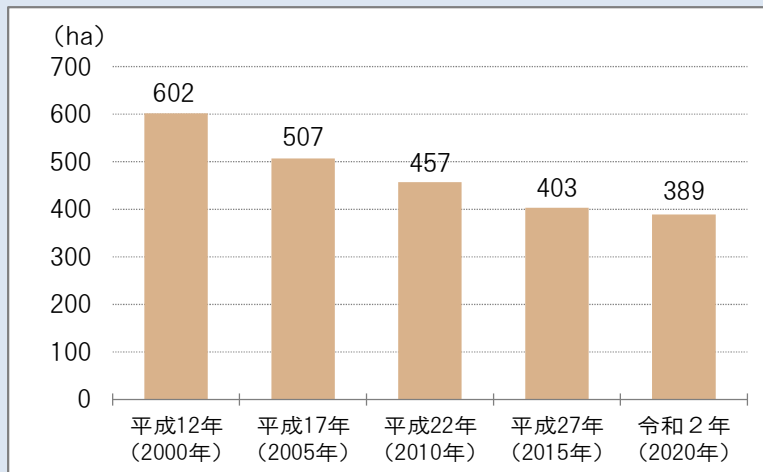
農業従事者の高齢化が進んでおり、後継者問題は深刻な課題となっています。

後継者不足や、後継者がいても継承時の相続税対策のために一部農地を手放すことで農地が減少し、その結果、周辺地域の住宅地化が進み営農環境にも影響が出ています。

また、農業は気候変動の影響を受けやすく、年平均気温の上昇など近年の温暖化は、農産物の生育障害や品質の低下などを引き起こしています。

これらの要因により、多くの農家の経営状況は厳しく、農業経営だけでは生計を立てることが難しくなっています。次世代の農業従事者を育成するためにも、都市農業・緑化産業の振興に向けて、これまでと同様の事業支援だけでなく、農業の6次産業化等の魅力的で持続可能な経営の支援を図る必要があります。

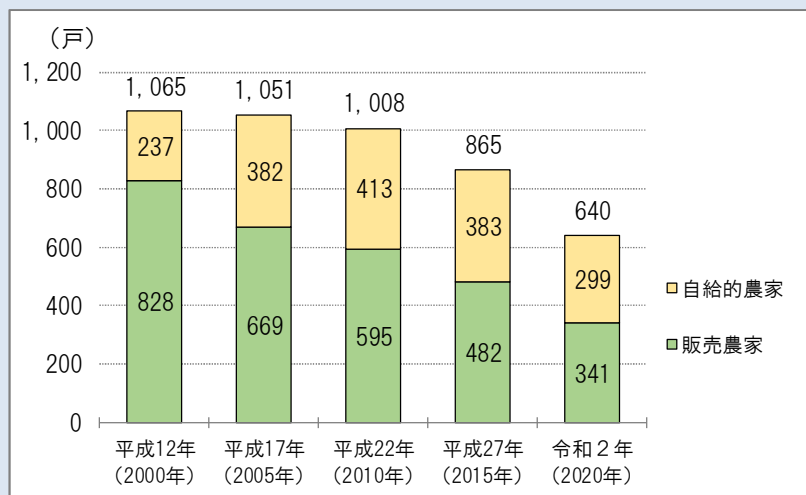
経営耕地面積の推移（川口市）



出典：農林水産省「農林業センサス※」

※平成12年は販売農家、平成17年以降は農業経営体の数

農家戸数の推移（川口市）



出典：農林水産省「農林業センサス」

（２）特産農産物の PR

本市では、伝統と技術を有する安行植木や、ぼうふう等の伝統野菜の生産など特色ある農業が営まれており、これら本市農業を積極的に PR していますが、市内外の消費者への認知度を上げるため、引き続き PR に力を入れるとともに特産農産物の高付加価値化（ブランド化）に向け取り組む必要があります。

（３）農地利用の最適化の推進・企業に対する誘致活動の実施

農業委員会と連携し、農地の管理が困難である農地所有者に対し、担い手の確保や新規参入の促進を図るとともに、遊休農地の解消に努め、農業参入に前向きな企業への積極的な誘致活動を実施する必要があります。

課題４ 活発な商店街の振興

（１）魅力ある商店街づくり

商店街は、地域経済において重要な役割を担うとともに、地域の暮らしを支える生活基盤として多様なコミュニティ機能も担っています。地域コミュニティの中心的な場として、にぎわい創出や地域交流を図る事業を支援するとともに、地域や個店の特性を活かした魅力ある商店街づくりを目指し、商店街の活性化を図る必要があります。

（２）消費者ニーズに応じた商業環境の創出

市内の商店街は、空き店舗の増加や後継者不足による閉店、来街者の減少等により、衰退が加速しています。また、消費者の生活様式の変化や郊外型商業施設の出店等により地域商業をめぐる環境が大きく変化するなど、消費者ニーズに応じた商業環境づくりが課題となっています。

課題５ 地域産業資源を活かした地域経済の活性化

（１）地域産業資源を活用した誘客

全国的に人口減少が進み、都市間競争が激化している中、様々なシティプロモーション活動を通じて、本市のイメージ・知名度を向上させることで、交流人口・定住人口の増加や地域経済の活性化を図る必要があります。

豊かな自然や地域に根ざした文化芸術、様々な祭りに代表される歴史や伝統、SKIP シティなど、本市の魅力を形成している豊富な地域産業資源を活用した誘客の取り組みを充実する必要があります。

（２）多様な主体による誘客・交流

これらの取り組みの充実に向けて、市の取り組みだけでなく、多様な主体者による誘客・交流活動を推進していく必要があります。

(3) SKIP シティの活用促進

映像関連産業の振興拠点としての機能を担う SKIP シティは、近年、商業施設のオープンや大型撮影スタジオである NHK 川口施設（仮称）の建設など、SKIP シティの活性化に向けた新たな動きが出てきています。こうしたことを契機に、今後、住環境と調和のとれた整備や交通ネットワークの改善に取り組むとともに、SKIP シティで開催されるイベントや周辺施設の利用促進により、更なる地域経済活性化を図る必要があります。

第3章 産業振興指針の目標

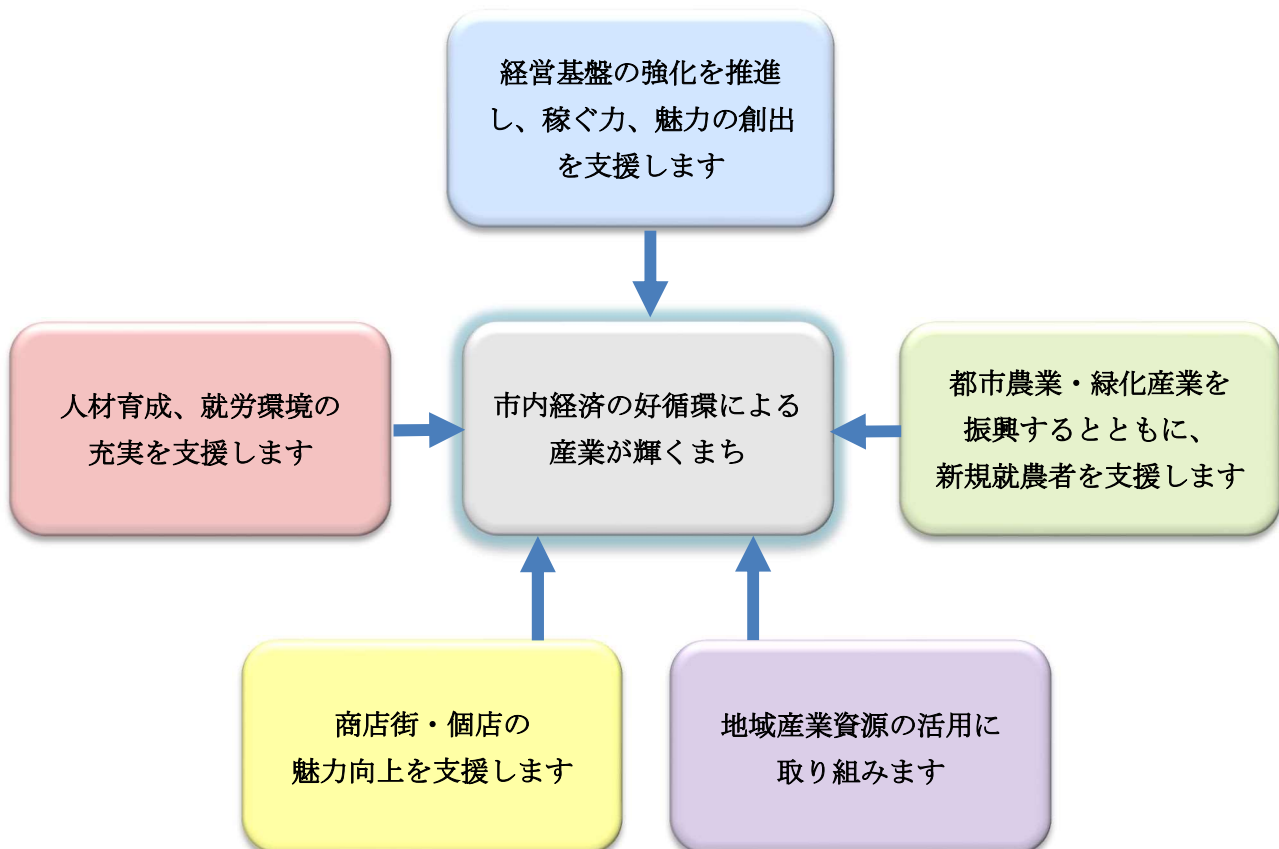
目標 市内経済の好循環による産業が輝くまち

前述の市内産業の現状と主な課題を踏まえ、市内中小企業や小規模企業が経営基盤を強化し、持続的に発展すること、また、多様な人材が活躍できる環境整備やデジタル化を推進することにより、人材確保や人材不足の解消を図ることが求められています。

また、多種多様な業種が集積する産業構造や交通利便性が高いといった本市の特性を活かしながら、市内経済の好循環を図るため、企業等の売上や雇用者の所得を地域外から多く流入させるとともに地域内の取引を活発化させることが必要です。

これらを実現するために、「市内経済の好循環による産業が輝くまち」を目標に設定し、経済部だけでなく全市をあげて産業振興に取り組みます。

※市長の方針追記予定



目標の実現に向けて、5つの基本方針と14の重点プロジェクトを設定し、本市の産業振興を推進します。詳細は、第4章、第5章に記載します。

基本方針

重点プロジェクト

方針1

経営基盤の強化を推進し、稼ぐ力、魅力の創出を支援します

- ①企業の持続可能な経営基盤の強化・デジタル技術の活用等による生産性の向上と稼ぐ力の創出
- ②産業支援機関等と連携した創業支援の強化
- ③販路及び受発注機会の拡大・市内産業の魅力発信
- ④企業誘致・企業用地の供給促進・事業拡大及び新事業進出支援

方針2

人材育成、就労環境の充実を支援します

- ⑤人材採用機会の充実
- ⑥人材育成、技術・技能の継承支援
- ⑦就労環境改善・向上支援

方針3

都市農業・緑化産業の振興を図るとともに、新規就農者を支援します

- ⑧都市農業・緑化産業への持続的な支援
- ⑨特産農産物のPR
- ⑩農地利用の最適化の推進、企業に対する誘致活動の実施

方針4

商店街・個店の魅力向上を支援します

- ⑪賑わいと魅力ある商業の振興
- ⑫商店街・個店の魅力・集客力向上支援

方針5

地域産業資源の活用に取り組みます

- ⑬地域産業資源を活用した誘客事業の推進・支援
- ⑭SKIP シティを核とした映像関連産業の集積

第4章 基本方針

方針1 経営基盤の強化を推進し、稼ぐ力、魅力の創出を支援します

本市産業を支える中小企業・小規模企業（以下、「企業」という。）が更なる発展を遂げるためには、力強く事業活動できる環境整備が重要であり、企業の経営基盤の強化、稼ぐ力の向上に繋がるよう支援します。また、創業支援に取り組むとともに、充実した本市の交通ネットワークを活かし、新たな需要を創出する企業誘致や新事業への進出を支援します。

方針2 人材育成、就労環境の充実を支援します

全国的な人口減少時代に突入する中、人材不足や経営者、従業員の高齢化に伴う後継者不足が深刻化しており、企業が安定した事業活動ができるよう幅広い世代を対象とした就職支援や人材育成に取り組めます。また、従業員の定着率向上、就労環境や福利厚生の実充に繋がるよう支援し、女性や若者、高齢者、障害者、外国人を問わず、多様な人材が安心して市内で働き続けられる環境を目指します。

方針3 都市農業・緑化産業の振興を図るとともに、新規就農者を支援します

歴史と伝統を誇る植木を中心とした花きなど、本市の特産農産物の高付加価値化（ブランド化）により、販路拡大を図ります。また、農業の6次産業化や遊休農地の解消など農地利用の最適化を推進するとともに、就農者の持続可能な経営を支援し、都市農業・緑化産業の更なる発展を図ります。

方針4 商店街・個店の魅力向上を支援します

地域の暮らしを支える生活基盤であり、地域コミュニティの中核的役割を担う商店街の魅力的な商業環境の創出を支援します。また、個店の魅力を高め、店舗の集客力向上に繋がる取り組みを支援します。

方針5 地域産業資源の活用に取り組めます

豊かな自然や歴史などに根差した文化芸術や祭りなど、多様な地域資源を活用し、まちのイメージやブランド力の向上に取り組めます。また、本市産業の更なる発展に繋がるよう、映像関連産業の集積を進めます。

第5章 重点プロジェクト

方針1 経営基盤の強化を推進し、稼ぐ力、魅力の創出を支援します

①企業の持続可能な経営基盤の強化・デジタル技術の活用等による生産性の向上と稼ぐ力の創出

企業の持続的発展のため、経営基盤の強化、設備投資やDXを実現するデジタル技術の導入・活用等による生産性の向上及び付加価値の向上による稼ぐ力の創出に向けた事業者の取り組みを支援し、市内産業間での取引の活性化等により地域循環を高めます。また、事業継続力を高めるBCP策定やSDGs経営の普及に取り組みます。

②産業支援機関等と連携した創業支援の強化

創業を志す人が本市で創業し、事業が発展することを目指して、商工会議所や金融機関、国及び県などと連携し、創業者の成長のステージごとに必要な支援策に取り組みます。

③販路及び受発注機会の拡大・市内産業の魅力発信

企業の質の高い技術や製品・サービスの普及を促進させ、事業拡大に繋げるとともに、公共工事を含めた受発注機会の拡大及び国内外における販路の拡大に取り組みます。また、市内産業の魅力や地域に貢献する企業の魅力を発信し、より一層、事業活動がしやすい環境づくりを支援します。

④企業誘致・企業用地の供給促進・事業拡大及び新事業進出支援

市内企業の活用促進を第一に、市外からの企業進出も含め、事業拡大や新事業に進出する企業の用地拡張等の需要に応えるため、遊休公有地の利活用を促進するとともに、不動産業界団体と連携した利用可能な民間所有地の情報提供を通して、企業誘致を推進します。

方針2 人材育成、就労環境の充実を支援します

⑤人材採用機会の充実

企業の人材確保のため、ハローワークや商工会議所と連携し、就職希望者や若年者の就職を支援するとともに、女性や高齢者などを含めた、多様な人材を採用できる機会の充実を図ります。

⑥人材育成、技術・技能の継承支援

DXなど社会情勢の変化に対応する人材を育成するため、従業員等に対してスキルアップの機会を提供するとともに、技術・技能の継承のために顕彰制度を実施するほか、資格や技能向上の取り組みを支援します。

⑦就労環境改善・向上支援

(公財)川口市勤労福祉サービスセンターと連携し、労働環境や福祉の改善、向上に資する施策を実施するとともに、従業員の定着率向上のため、就労環境の改善に取り組む企業を支援します。

方針3 都市農業・緑化産業の振興を図るとともに、新規就農者を支援します

⑧都市農業・緑化産業への持続的な支援

効果的で効率的な経営環境づくりの支援や農業の新たな担い手の確保・育成に取り組むとともに、農業の6次産業化等を引き続き推進し、農業経営の一層の安定を図ります。

⑨特産農産物のPR

本市農業のPRを充実するとともに、特産農産物の高付加価値化（ブランド化）に取り組めます。

⑩農地利用の最適化の推進・企業に対する誘致活動の実施

農業委員会と連携して新規参入の促進や、農業参入に前向きな企業への積極的な誘致活動を推進し、後継者不足などによって管理が困難となった農地など、遊休農地の解消に取り組めます。

※都市農業・緑化産業における基本方針・基本施策は「第2次川口市農業基本計画」に記載があります。

方針4 商店街・個店の魅力向上を支援します

⑪賑わいと魅力ある商業の振興

地域コミュニティの中心である商店街の更なる活性化のため、にぎわい創出や地域交流促進を図る事業を支援するとともに、商店街の魅力の向上を支援します。

⑫商店街・個店の魅力・集客力向上支援

多様化する消費者ニーズや商業環境の変化に対応するため、空き店舗の活用や個店の特性を活かした個性的で魅力ある商店街づくり、集客力向上のための各種取り組みを支援します。



方針5 地域産業資源の活用に取り組みます

⑬地域産業資源を活用した誘客事業の推進・支援

交流人口・定住人口を増加させ地域経済の活性化を図るため、本市のイメージ・知名度の向上に繋がる様々なイベントやグリーンセンター、SKIP シティなど豊富な地域産業資源を活用し、市及び多様な主体による誘客事業を推進します。

⑭SKIP シティを核とした映像関連産業の集積

NHK 川口施設（仮称）をはじめとする SKIP シティ周辺施設と連携し、映像関連産業の集積に繋がる取り組みを推進するとともに、地域経済活性化に取り組みます。

第6章 推進に向けて

1 各主体の役割と連携

①市の役割

市は、経済情勢の変化に対応した産業振興施策を展開するため、関係機関との連携に努め、次のとおり産業振興に取り組むこととします。

企業の産業振興施策に対するニーズを探るため、実態把握調査や訪問ヒアリング、審議会等の意見交換の機会を設け、可能な限り多くの事業者の声を把握するように努めます。

また、経済部だけでなく、あらゆる部の施策の中でも産業振興の視点を意識し、連携を図りながら、市全体で産業振興に取り組みます。

②中小企業・小規模企業の役割

企業は、自助努力により経営基盤の安定及び技術・サービスの向上に努め、市民の生活の向上と地域経済の活性化に寄与するものとします。

③中小企業団体の役割

中小企業団体は、市と協力して積極的に市内事業者への支援を実施するものとします。

④市民の役割

市民は、産業振興が、市民生活の向上と地域社会の活性化に貢献することを理解し、地場産品の愛用、宣伝に努めるとともに、産業を通じて様々な人との交流に努めます。

⑤関係機関の連携

市内事業者が多様な分野・場面、ニーズに応じて支援を受けられるように、市や中小企業団体のほか、県、国、産業支援機関、金融機関、大学・高校等教育機関と協力・連携した推進体制を形成します。

2 進捗管理の方法

産業振興指針は、全庁的な指針として、オール川口の体制で取り組むことが重要であり、その進捗管理についても、全庁的に行う必要があります。

そのため、毎年度各部局に対して、指針の方向性を踏まえた新たな施策の検討、既存事業の拡充、執行方法の見直し等を要請し、その状況を経済部の取り組みと併せて取りまとめ、市長に報告するとともに、市民等に取り組みの実績について公表します。

このような作業を通じて、この産業振興指針の目標を着実に達成するため、下図のPDCAサイクルによって、施策や事業を成果の観点から評価・検証しながら、継続的な見直し・改善に取り組めます。

更に、前期実施計画最終年度の2031年度には、市内企業や支援機関、審議会等の意見を伺いながら、外部の視点から施策の中間評価を行います。



附属資料

1	川口市中小企業振興条例	34
2	川口市産業労働行政審議会（条例、委員名簿）	36
3	策定の取組	39
4	実態把握調査の概要	41

1. 川口市中小企業振興条例

平成 22 年 3 月 24 日

条例第 17 号

川口市は、中小企業のまちとして、県内はもとより、わが国の鋳物や機械をはじめとする「ものづくり」において重要な役割を担ってきた。また、植木、花卉や軟化蔬菜などを生産する、伝統的技術に裏付けられた地域資源を有しており、これらは、先人たちのたゆまぬ努力により、関連する幅広い産業とともに発展を遂げてきた、次の世代へ伝えていくべき代えがたい財産である。

こうした本市産業を支える中小企業は、地域資源が持つ価値を限りなく発揮させることを通じて、市民生活を支える雇用や所得をもたらすなど、川口市の地域経済にとっても、極めて重要な存在である。

ここに、我々は、中小企業の活性化が、川口市の更なる発展に欠かせないものであることを地域として共通の認識とし、関係するすべての人の協働により、この代えがたい財産を守り、川口市民の生活の維持、向上を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、地域産業の発展において中小企業者が果たす役割の重要性にかんがみ、本市の中小企業の振興に関し基本的な事項を定めることにより、その基盤の強化及び健全な発展を促進し、もって産業及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項及び第 5 項に規定する中小企業者並びに農業協同組合法(昭和 22 年法律第 132 号)第 2 条第 1 項に規定する農業者であつて、市内に事務所又は事業所を有し、事業を営んでいるものをいう。
- (2) 中小企業団体 事業協同組合、企業組合その他の市長が適当と認めた中小企業に関係する団体をいう。

(平成 28 条例 27・一部改正)

(基本理念)

第 3 条 市、中小企業者、中小企業団体及び市民は、相互に連携し、及び協力して、中小企業者の事業活動の活性化の推進に努めるものとする。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条の規定に基づき、地域の中小企業者及び中小企業団体と密接に連携し、

中小企業及び産業の振興のための指針を定めるよう努めるものとする。

- 2 市は、国、県その他の公的団体等と連携し、融資のあっせん、助成金の交付その他中小企業者に対する支援等、必要な施策を講じなければならない。
- 3 市は、前項の施策を効果的に実施するために、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(中小企業者及び中小企業団体の役割と努力)

第5条 中小企業者及び中小企業団体は、自助の精神にのっとり、経営基盤の改善及び強化並びに従業員の福利向上に努めるとともに、地域環境との調和並びに消費生活の安定及び安全の確保に十分に配慮し、地域経済の振興及び発展に貢献するものとする。

(市民の理解と協力)

第6条 市民は、本市の中小企業者が地域経済の振興及び発展並びに市民生活の向上に果たす重要な役割を理解し、地域の中小企業者の育成及び発展に協力するよう努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月24日条例第27号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2. 川口市産業労働行政審議会（条例、委員名簿）

(1) 条例

平成 31 年 3 月 18 日

条例第 38 号

(設置)

第 1 条 産業振興に関する諸施策の推進及び本市産業における労使関係を安定化し、生産性を向上することによる労働関係諸施策の推進を図るため、川口市産業労働行政審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 市内産業の経営基盤の強化、販路の拡大等の産業振興施策に関する重要事項
- (2) 労使問題に関する重要事項及び雇用の安定の確保等の労働関係施策に関する重要事項

2 審議会は、前項に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 産業関係団体を代表する者
- (3) 勤労者を代表する者

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 6 条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会は、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長をおき、会長が指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会の会務を総理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告するものとする。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちあらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。
- 6 部会の会議については、前条の規定を準用する。

(関係者の出席及び資料の提出)

第9条 審議会又は部会は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、経済部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(2) 委員名簿

(任期 令和7年6月1日～令和9年5月31日)

【五十音順（区分別）・敬称略】

	区分	氏名	所属等
1	知識経験者	飯田 雅弘	川口信用金庫 理事長
2	知識経験者	飯野 由希子	埼玉県南部地域振興センター 所長
3	知識経験者(会長)	川端 庸子	埼玉大学 准教授
4	知識経験者	前島 末男	山伸マテリアル株式会社 会長
5	知識経験者	吉田 優	社会福祉法人ひふみ会 理事長
6	産業関係者	青木 祥禎	一般社団法人川口市建設協会
7	産業関係者(副会長)	石川 義明	川口鋳物工業協同組合
8	産業関係者	小川 勝利	川口木型工業協同組合
9	産業関係者	佐藤 義晴	川口機械工業協同組合
10	産業関係者	竹村 英昭	川口トラック協同組合
11	産業関係者	辻 康二郎	川口市商店街連合会
12	産業関係者	寺山 樹生	一般社団法人川口市造園業協会
13	産業関係者	富田 龍一郎	川口商工会議所
14	産業関係者	森 雄児	川口新郷工業団地協同組合
15	勤労関係者	鈴木 勇	川口公共職業安定所 所長
16	勤労関係者	長沢 英俊	連合埼玉 川口・戸田・蕨地域協議会 議長

3. 策定の取組

1. 川口市産業労働行政審議会

本審議会では、本市産業の現状、課題、今後の方向性等について、各委員や、その所属団体からの意見及び実態把握調査の結果に基づき検討し、産業振興指針の改定案を審議しました。

(審議経過)

月 日	回	概 要
令和7年 7月8日	第1回	<ul style="list-style-type: none"> ○委嘱書交付 ○市長挨拶 ○会長・副会長の互選 ○諮問事項説明 ○川口市産業振興指針の改定について <ul style="list-style-type: none"> ・産業振興指針改定版構成(案) ・産業振興指針の目標及び基本方針(案) ・審議会スケジュール及び審議内容(案)
10月1日	第2回	<ul style="list-style-type: none"> ○川口市産業振興指針の改定について <ul style="list-style-type: none"> ・推薦団体等の現状・課題・今後の方向性及び前審議会で提示した案にかかる委員の意見の報告 ・市内産業の課題(案) ・基本方針(修正案)・基本方針説明内容(案)・重点プロジェクト(案) ・市内事業者実態把握調査速報値報告
令和8年 ○月○日	第3回	<ul style="list-style-type: none"> ○ ○ ○
○月○日	第4回	<ul style="list-style-type: none"> ○ ○ ○
○月○日	第5回	<ul style="list-style-type: none"> ○ ○ ○

2. 市内事業者実態把握調査

市内事業者の現状と課題を把握し、産業振興を目的とした市の施策及び産業振興指針改定の検討資料とするため、製造業540事業所、非製造業2,460事業所、あわせて3,000事業所に郵送配布し、WEB回答・郵送回答により1,260事業所から有効回答を得ました。

3. 企業訪問ヒアリング調査

実態把握調査の回答をもとに、市内事業所の事業活動状況や現在直面している課題等について、事業者から直接伺い、産業振興を目的とした市の施策及び産業振興指針改定の検討資料とするため、製造業6事業所、非製造業6事業所、あわせて12事業所に企業訪問ヒアリング調査を実施しました。

4. 審議会委員推薦団体事務局への意見聴取

産業振興指針案について、推薦団体からの意見聴取を実施しました。

- ・ 川口商工会議所
- ・ 川口鋳物工業協同組合
- ・ 川口機械工業協同組合
- ・ 川口木型工業協同組合
- ・ 川口新郷工業団地協同組合
- ・ 川口市建設協会
- ・ 川口トラック協同組合
- ・ 川口市商店街連合会

5. パブリックコメント

令和〇年〇月〇日から〇月〇日まで、市ホームページ及び市政情報コーナーにおいて、「川口市産業振興指針改定(案)」に対するパブリックコメントを実施しました。

4. 市内事業者実態把握調査の概要

(1) 製造業

調査概要

【目的】 市内事業者の実態を把握し、産業振興を目的とした市の施策検討及び産業振興指針改定の参考資料とするため、川口商工会議所と連携し実施するもの。

【調査対象】 川口市内の製造業者から540件を抽出

【調査期間】 令和7年6月～7月

【調査方法】 郵送配布、WEB回答・郵送回答

調査結果(要点)

①事業所の概要

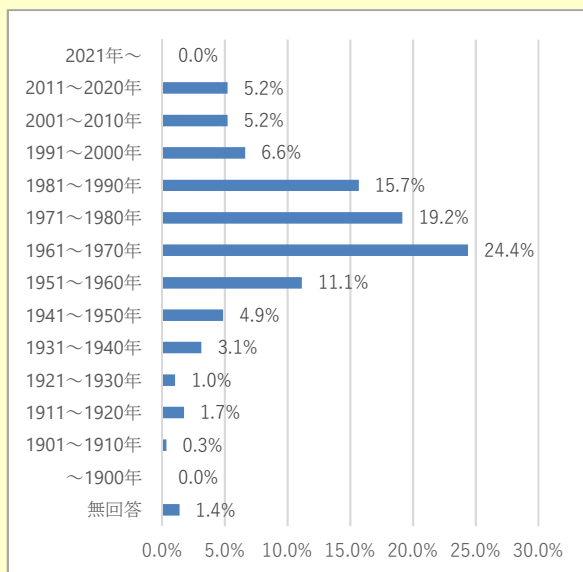
【創業年】 昭和36年(1961年)～昭和45年(1970年)に創業した事業所が最も多く、24.4%を占めており、平成13年(2001年)以降に創業した事業所は全体の10.5%にとどまっている。

【従業員数規模】 「1～5人」(41.5%)が最も多く、次いで「6～20人」(29.6%)が続いている。「101人以上」の事業所は2.4%にとどまっている。

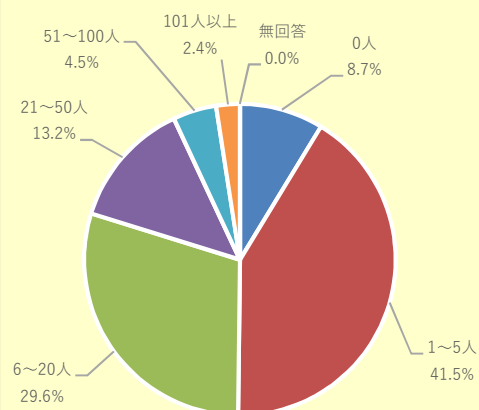
【売上高】 直前期の売上高は「1億円以上10億円未満」(30.7%)が最も多く、次いで「1,000万円以上5,000万円未満」(26.8%)となっている。

【業況】 現時点の業況を良いとした事業所は7.3%にとどまっており、悪いとした事業所が50.2%と最も多い。

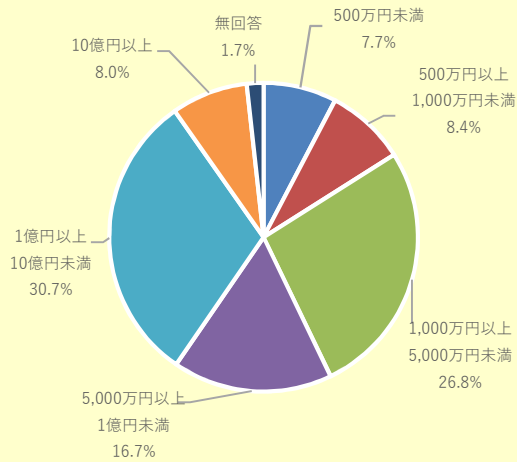
創業年(回答数：287)



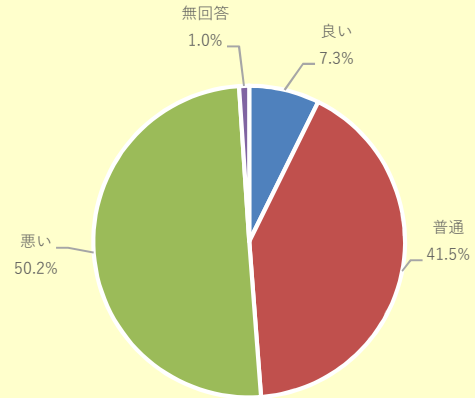
従業員数規模(回答数：287)



直前期売上高(回答数：287)



現時点の業況(回答数：287)

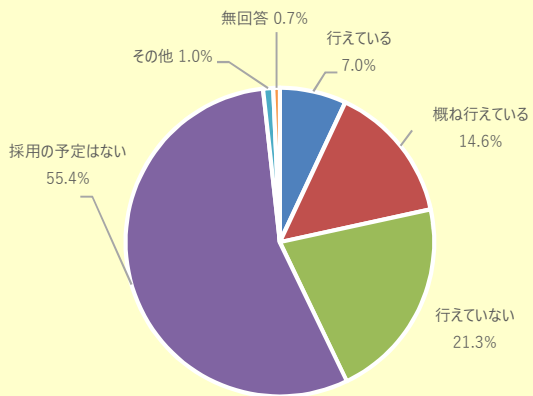


②採用について

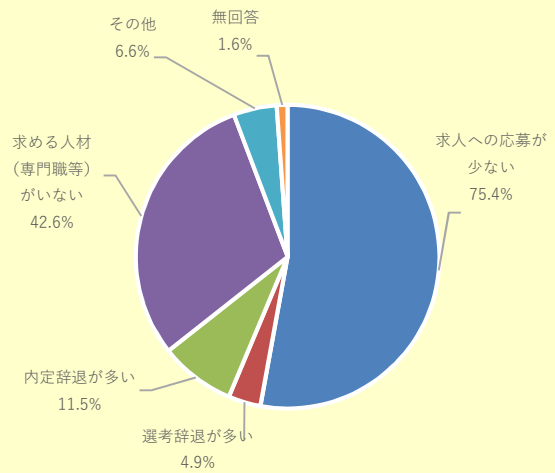
【採用状況】：今年度(令和7年度)、計画(希望)どおりの採用が「行えている」は7.0%、「概ね行えている」は14.6%であり、「行えていない」は21.3%となっている。

【要因】：計画(希望)どおりの採用が行えていない要因として、「求人への応募が少ない」(75.4%)が最も多く、次いで「求める人材(専門職等)がない」(42.6%)となっている。

採用状況(回答数：287)



要因(回答数：61、複数回答)



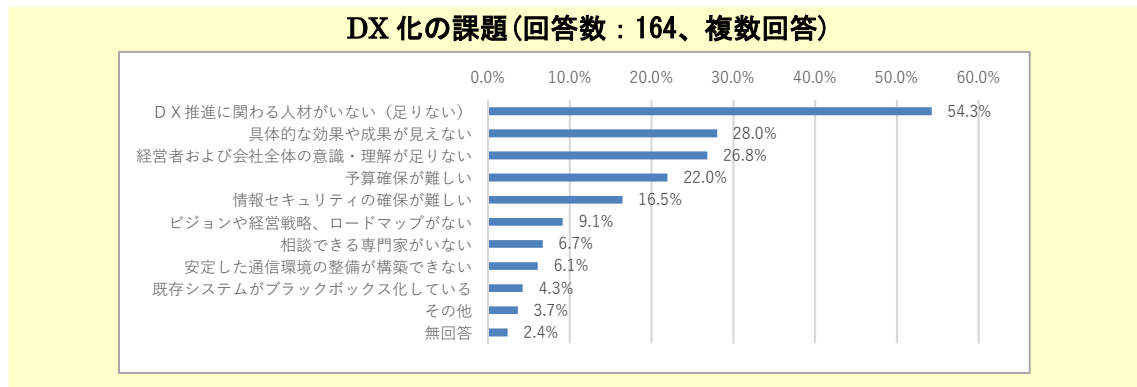
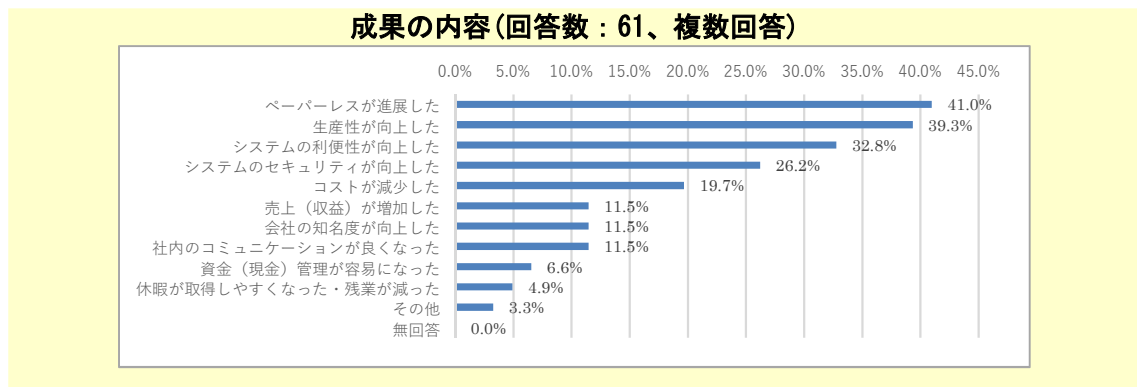
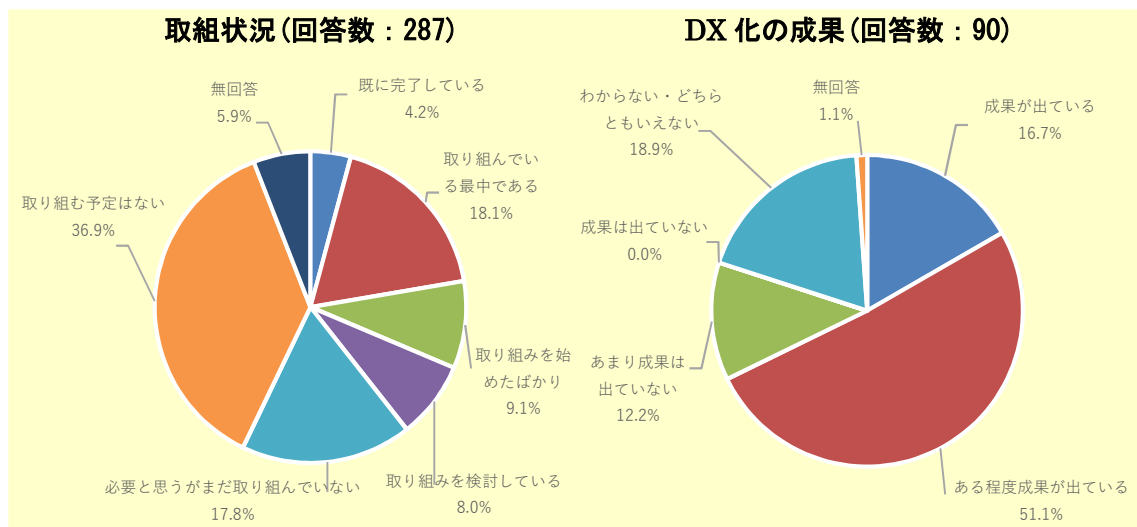
③DX への取り組みについて

【取組状況】：「既に完了している」(4.2%)、「取り組んでいる最中である」(18.1%)、「取り組みを始めたばかり」(9.1%)を合計した 31.4%の事業者が DX に取り組んでおり、「取り組む予定はない」は 36.9%となっている。

【DX 化の成果】：「既に完了している」、「取り組んでいる最中である」、「取り組みを始めたばかり」と回答した事業者のうち、「成果が出ている」(16.7%)、「ある程度成果が出ている」(51.1%)と回答している。

【成果の内容】：「成果が出ている」、「ある程度成果が出ている」と回答した事業者のうち、DX 化による成果の内容は、「ペーパーレスが進展した」(41.0%)が最も多く、次いで「生産性が向上した」(39.3(ok)%)となっている。

【DX 化の課題】：DX 化を進める上での課題は、「DX 推進に関わる人材がない(足りない)」(54.3%)が最も多く、次いで「具体的な効果や成果が見えない」(28.0%)となっている。



(2) 非製造業

調査概要

【目的】 市内事業者の実態を把握し、産業振興を目的とした市の施策検討及び産業振興指針改定の参考資料とするため、川口商工会議所と連携し実施するもの。

【調査対象】 川口市内の製造業者を除いた産業分野から2,460件を抽出

【調査期間】 令和7年6月～7月

【調査方法】 郵送配布、WEB回答・郵送回答

調査結果(要点)

①事業所の概要

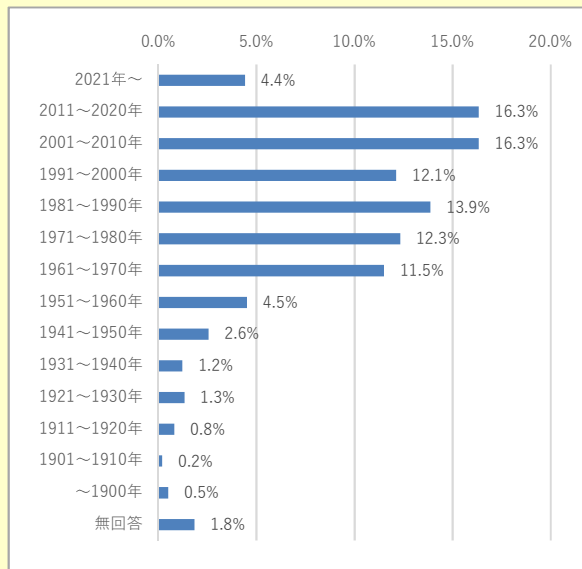
【創業年】：平成13年(2001年)～平成22年(2010年)及び平成23年(2011年)～令和2年(2020年)に創業した事業所が最も多く、それぞれ16.3%となっているが、昭和36年(1961年)以降に創業年が分散化している。

【従業員数規模】：「1～5人」(44.3%)が最も多く、次いで「6～20人」(25.4%)が続いている。「101人以上」の事業所は2.0%にとどまっている。

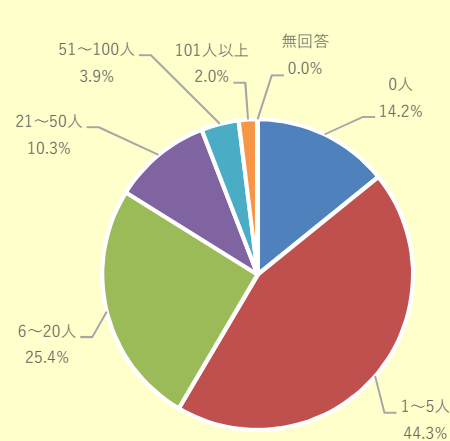
【売上高】：直前期の売上高は「1億円以上10億円未満」(29.1%)が最も多く、次いで「1,000万円以上5,000万円未満」(26.3%)となっている。

【業況】：現時点の業況を良いとした事業所は11.6%にとどまっており、普通とした事業所が53.5%と最も多い。

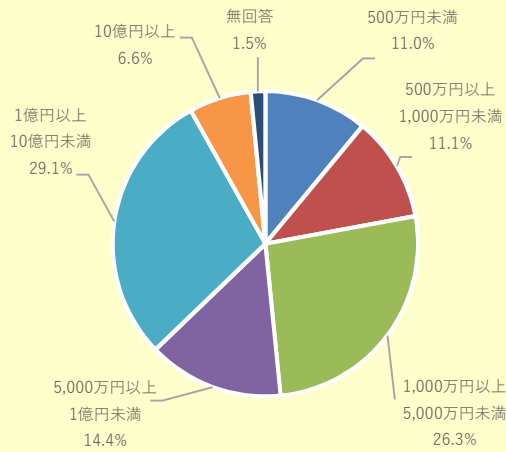
創業年(回答数：973)



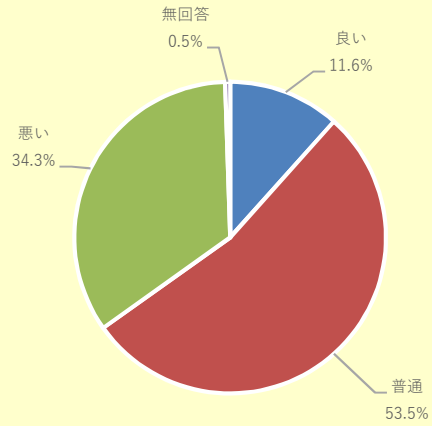
従業員数規模(回答数：973)



直前期売上高(回答数：973)



現時点の業況(回答数：973)

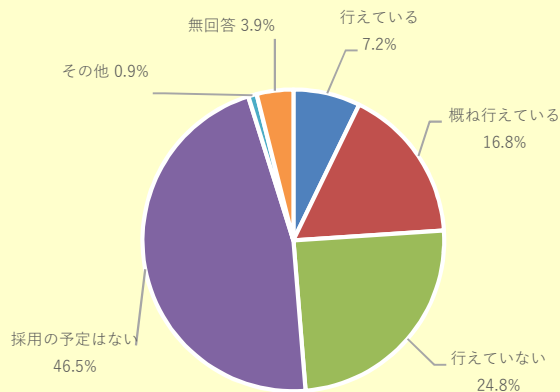


②採用について

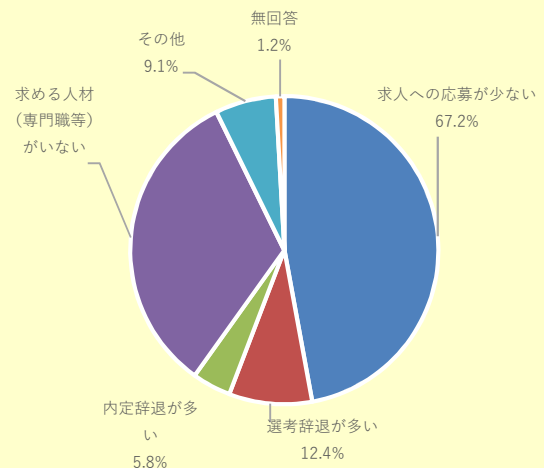
【採用状況】：今年度(令和7年度)、計画(希望)どおりの採用が「行えている」は7.2%、「概ね行えている」は16.8%であり、「行えていない」は24.8%となっている。

【要因】：計画(希望)どおりの採用が行えていない要因として、「求人への応募が少ない」(67.2%)が最も多く、次いで「求める人材(専門職等)がない」(46.9%)となっている。

採用状況(回答数：973)



要因(回答数：241、複数回答)



③DX への取り組みについて

【取組状況】：「既に完了している」(4.8%)、「取り組んでいる最中である」(19.1%)、「取り組みを始めたばかり」(7.8%)を合計した 31.8%の事業者が DX に取り組んでおり、「取り組む予定はない」は 36.9%となっている。

【DX 化の成果】：「既に完了している」、「取り組んでいる最中である」、「取り組みを始めたばかり」と回答した事業者のうち、「成果が出ている」(9.4%)、「ある程度成果が出ている」(54.4%)と回答している。

【成果の内容】：「成果が出ている」、「ある程度成果が出ている」と回答した事業者のうち、DX 化による成果の内容は、「ペーパーレスが進展した」(40.6%)が最も多く、次いで「生産性が向上した」(40.1%)となっている。

【DX 化の課題】：DX 化を進める上での課題は、「DX 推進に関わる人材がいない(足りない)」(47.2%)が最も多く、次いで「予算確保が難しい」(30.0%)となっている。

